

令和元年度
厚生労働省社会福祉推進事業

〔 地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を
全国的に育成するための、研修カリキュラム及び
効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業 〕

地域生活定着
支援センター
ガイドブック

令和
2年度版





「令和元年度版 地域生活定着支援センターガイドブック」の 巻頭に寄せて

平成20（2008）年12月22日の政府による犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が示され、翌年から厚生労働省によって、各都道府県に保護観察所と協働する地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）が設置されました。この10年の間、全国の定着支援センターは、罪を犯した障害者や高齢者の社会復帰に向けて、本人の気持ちに寄り添いながら地域で安定して生活してもらうための支援に取り組んできました。犯罪行為にのみ目を向けるのではなく、本人の生活歴などをひも解きながら、生き甲斐をもって生活をしてもらうための支援です。もちろん、一筋縄ではいきませんでした。犯罪という一面と、一方で生きづらさゆえに罪を犯さざるを得なかった境遇を前に「この人を支援する意味とは何だろう？」と立ち止まって考えることもあったと思います。

支援を行う福祉関係者、刑事手続きの段階や受刑中から関わることになる検察官や弁護士、刑務官などの司法領域の方々、対象者が住宅を確保する際に関わる不動産領域の方々、保健医療領域や就労支援など、様々な分野の方とのネットワーク創りや社会資源の開拓もミッションの一つとなっています。

このように、福祉の最前線に立ち、日々対象者に向き合っている定着支援センターですが、各都道府県に1センターしか設置されていない（北海道のみ2センター）こともあり、まだまだ社会にその役割や意義が広く伝わっていないとはいええない状況です。また、定着支援センター同士でも、日ごとの情報交換や想いの共有は充分ではありません。

全国地域生活定着支援センター協議会（以下全定協）は、平成22（2010）年に一般社団法人となり各都道府県の定着支援センターをつなぐ組織として様々な調査研究事業や普及啓発、国への要望書提出を地道に続けて参りました。そのような中、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が議員立法で公布、施行されたことから、定着支援センターが社会の中で果たす役割と意義について転機が訪れているといえます。

全定協が令和元（2019）年に全国の定着支援センターに対して行った調査では、在籍3年以下の職員が全国で約6割を占めていることが明らかとなったことから、そういった人達が日々の課題に向かい合い解決できるよう、そのスキルを身に付けることができる様に全定協としても、様々な研修の機会を用意してきました。また、近年では、定着支援センター職員の人材育成に係る体系的な研修カリキュラムの構築等についても議論を重ねています。

このガイドブックは、以前に作成したものを、現場で働く人たちの現状に合わせ、編集を行ったものです。日々奮闘する定着支援センター職員を含め、司法福祉領域に携わるすべての人々の支えとなることを、心から願っています。

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡賢剛

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会(通称:全定協)

全国に設置する地域生活定着支援センターの事業を円滑かつ効果的に運営するために立ち上げられました。情報の共有、各地での実践を踏まえた国や都道府県に対する提言、セミナーや研修会等の開催による社会啓発の促進等の活動を行います。

事務所

〒854-0001
長崎県諫早市福田町357-1

代表理事 北岡賢剛

電話番号 0957-23-1332

登録都道府県 47センター (令和2年3月現在)



<http://zenteikyoo.org/>

INDEX

地域生活定着支援センターの概要

地域生活定着支援センター設立の経緯と支援実績	03
罪を犯した障がい者・高齢者の現状	05
刑事司法の流れ	07
定着支援センターとは	09
定着支援センターの5つの業務	11
主な業務の流れ	13

具体的な支援にあたって

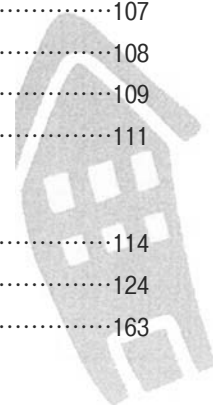
初任者研修「基礎講座（矯正）」	16
初任者研修「基礎講座（更生保護）」	26
初任者研修「基礎講座（定着）」	42
初任者研修「基礎講座（司法）」	64
他の都道府県定着支援センターとの連携	74
支援にあたってのタイムテーブル	75
住民票・援護の実施の確定について	77
所得保障について	81
関連するサービス・制度・事業	83
加算について	92

効果的な支援のあり方について

Point 1 ネットワークで支える支援	96
Point 2 複数のネットワークで支える	97
Point 3 連絡協議会の有効活用	99
Point 4 個人情報管理について	103
Point 5 中間施設・シェルター機能の活用	105
Point 6 指定更生保護施設との連携	107
Point 7 自立準備ホームとの連携	108
Point 8 単身生活の支援体制	109
Point 9 被疑者・被告人への支援について（概要）	111

資料集

用語集	114
関係書類・書式	124
社会資源一覧	163



地域生活定着支援センターの概要

INDEX

- 地域生活定着支援センター設立の経緯と支援実績 03
- 罪を犯した障がい者・高齢者の現状 05
- 刑事司法の流れ 07
- 定着支援センターとは 09
- 定着支援センターの5つの業務 11
- 主な業務の流れ 13

地域生活定着支援セ

「刑務所に戻りたかった」

2003年頃、刑務所の中に沢山の障がい者がいるという噂が広がってきました。実際に処遇を担当した者の手記が発表される中で、刑務所が「福祉の最後の砦」となっている現状が少しずつ明らかになってきました。

「刑務所に戻りたかった」という受刑者の言葉は、関係者に大きな波紋を投げかけました。

2006年より田島良昭氏を研究代表者とする、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が立ち上げられました。

「累犯障がい者」を生んだ司法と福祉の連携不足

それまで法務サイドと福祉サイドの間では、受刑者等に関する情報提供・連携はありませんでした。障がい者や高齢者といった福祉の支援を必要とする者については、退所すること自体の情報提供もなく、更生保護施設に受け入れられたとしても、福祉サイドが関わった生活訓練等は行われていませんでした。こうした連携不足が「下関放火事件」に象徴される「累犯障がい者」を生む原因になってきました。

地域生活定着支援センターの設置へ

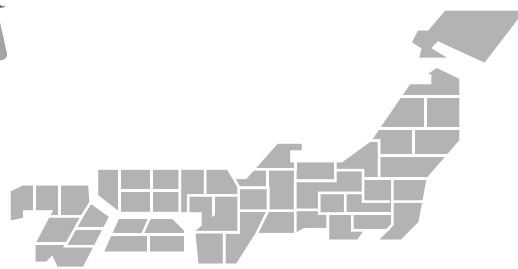
研究を進める過程で「累犯障がい者」の支援にあたっては、退所後に必要な福祉サービス利用までの橋渡しを行う「つなぐ」体制の整備と、実際に支援を行う「受け入れ」体制の構築が重要であることが、研究を進める過程で明らかになってきました。

研究班では、厚生労働科学研究のモデル事業として行われた長崎県の社会福祉法人 南高愛隣会での実践をもとに政策提言を行いました。これを踏まえ、平成21年7月より「つなぐ」を担う「地域生活定着支援センター」の制度化と、「受け入れ」の体制充実のための「地域生活移行個別支援特別加算」の設立に至りました。

平成24年3月、全都道府県に「地域生活定着支援センター（以下定着支援センター）」の設置が完了しました。

支援実績

(平成26年度～平成30年度)

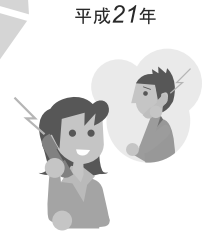
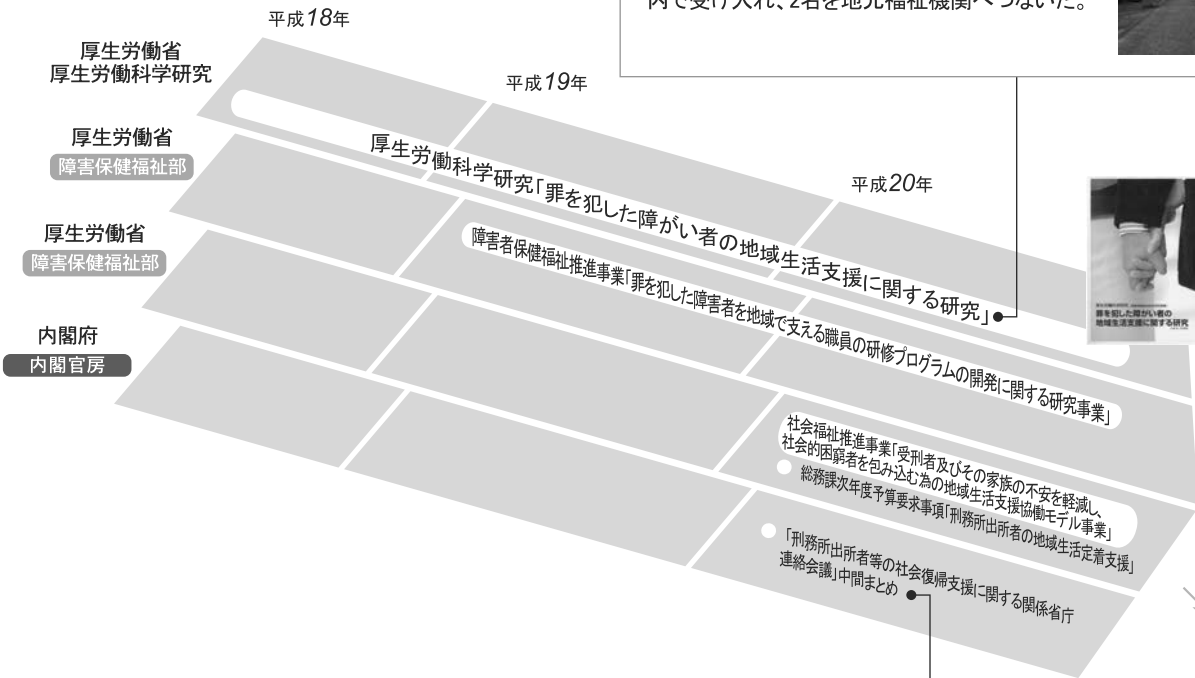


設置数 **47** 都道府県 (48センター)

センター設立の経緯と支援実績

平成18年～20年 厚生労働科学研究モデル事業

社会福祉法人 南高愛隣会(長崎県)で実施。周辺の矯正施設と連携し、退所前の環境調整から受け入れまでを分担して担当。6名を法人内で受け入れ、2名を地元福祉機関へつないだ。



「地域生活定着支援センター」
制度化

『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 —「世界一安全な国、日本」の復活を目指して—』

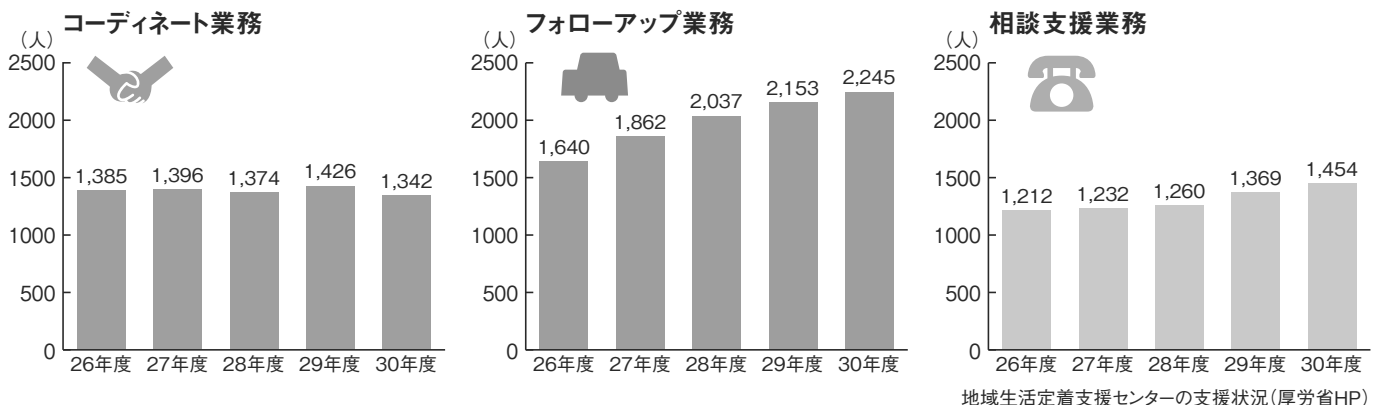
第2 犯罪を生まない社会の構築

③福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター(仮称)」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施する。

犯罪対策閣僚会議(平成20年12月策定)

支援実績



罪を犯した障がい者・高齢者の現状

各種調査研究から矯正施設の中に福祉支援を必要とする方がたくさんいることが分かってきました。

Q. どれ位の福祉の支援を必要としている方がいますか？

A. 知的障がい者(疑いを含む) **22.9%** 高齢者(65歳以上) **7.2%**

知的障がいとされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。平成18年は9,328人(テスト不能含む)でした。〔矯正統計年報 平成18年〕。一方、全国15庁(再入者や犯罪傾向の進んだ者を収容する刑務所11庁、初入者や犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所4庁)の刑務所を対象にした法務省の調査によると、知的障がい者(疑いも含む)の受刑者410人(以下「平成18年特別調査対象者」)の内、療育手帳の所持者はわずか26人にとどまっています〔刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年法務省特別調査〕。

また、65歳以上の「高齢者」の犯罪も増加傾向にあります。平成20年の高齢入所受刑者は、調査を開始した昭和59年の9.2倍増の2,092人です〔犯罪白書 平成21年版〕。

平成18年の高齢受刑者数12.3%は、同じく高齢化が進んでいる韓国3.5%、米国5.4%と比較しても突出しています〔犯罪白書 平成20年版〕。

Q. どんな罪を犯しているのですか？

A. 罪名(高齢・知的障がい者共に)
第1位 **窃盗** 第2位 **詐欺**

最も多い罪名は高齢者・知的障がい者共に「窃盗」、続いて無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」です。

知的障がい者の犯罪動機は「困窮・生活苦」が36.8%で最多。高齢者の犯罪増加の要因である「窃盗」の動機は男性が「生活困窮」、女性では「対象物の所有」「節約」が多いです。〔犯罪白書 平成20年版〕〔刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査〕

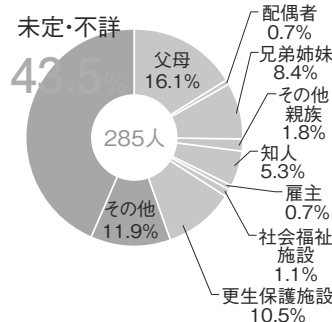
Q. 何故罪を繰り返してしまうのですか？

A. 退所後の支援の乏しさが原因です。

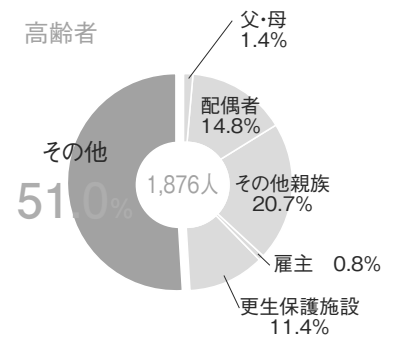
高齢者・知的障がい者に共通しているのは、満期出所の多さです。平成18年の全体の仮出所率52.6%に対して、特別調査対象者の知的障がい者の仮出所率は20.0%、また、高齢者は29.5%となっています。〔犯罪白書 平成21年版〕〔刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査〕

● 満期出所者の帰住先

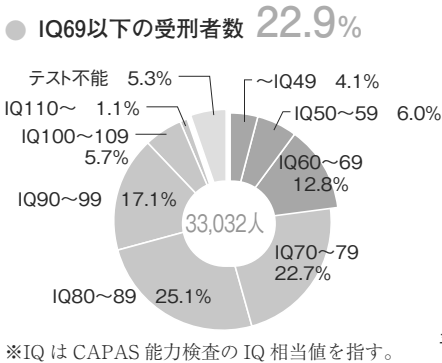
知的障がい者(平成18年 特別調査対象者*)



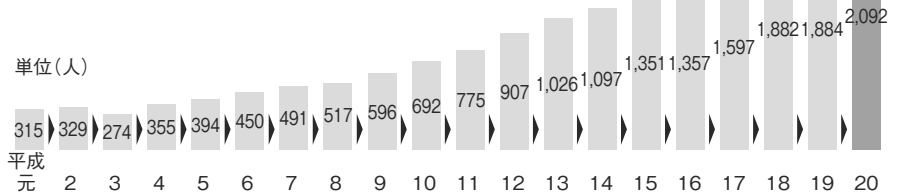
高齢者



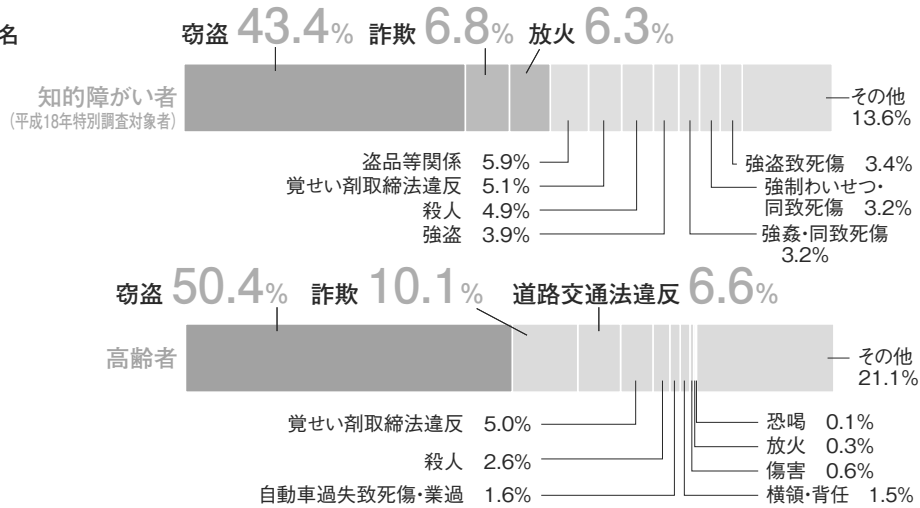
〈平成18年新受刑者に見る統計〉



● 高齢者（65歳以上）の受刑者数
 高齢者（65歳以上）の受刑者 **7.2%**
 昭和59年（調査開始）の **9.2倍**



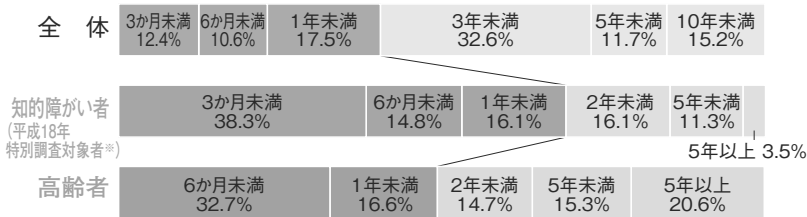
● 罪名



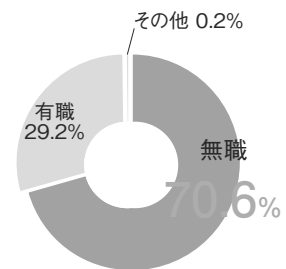
仮出所には帰住地や身元引受人が必要です。しかし、特別調査対象の知的障がい者も高齢者もその多くが、満期出所後の帰住予定先が「その他」「未定・不詳」となっています。

新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。特別調査対象の知的障がい者では69.2%、高齢者では49.3%が前回の退所から1年未満に再犯に至っています。（『犯罪白書 平成20年版』「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」）

● 再犯期間



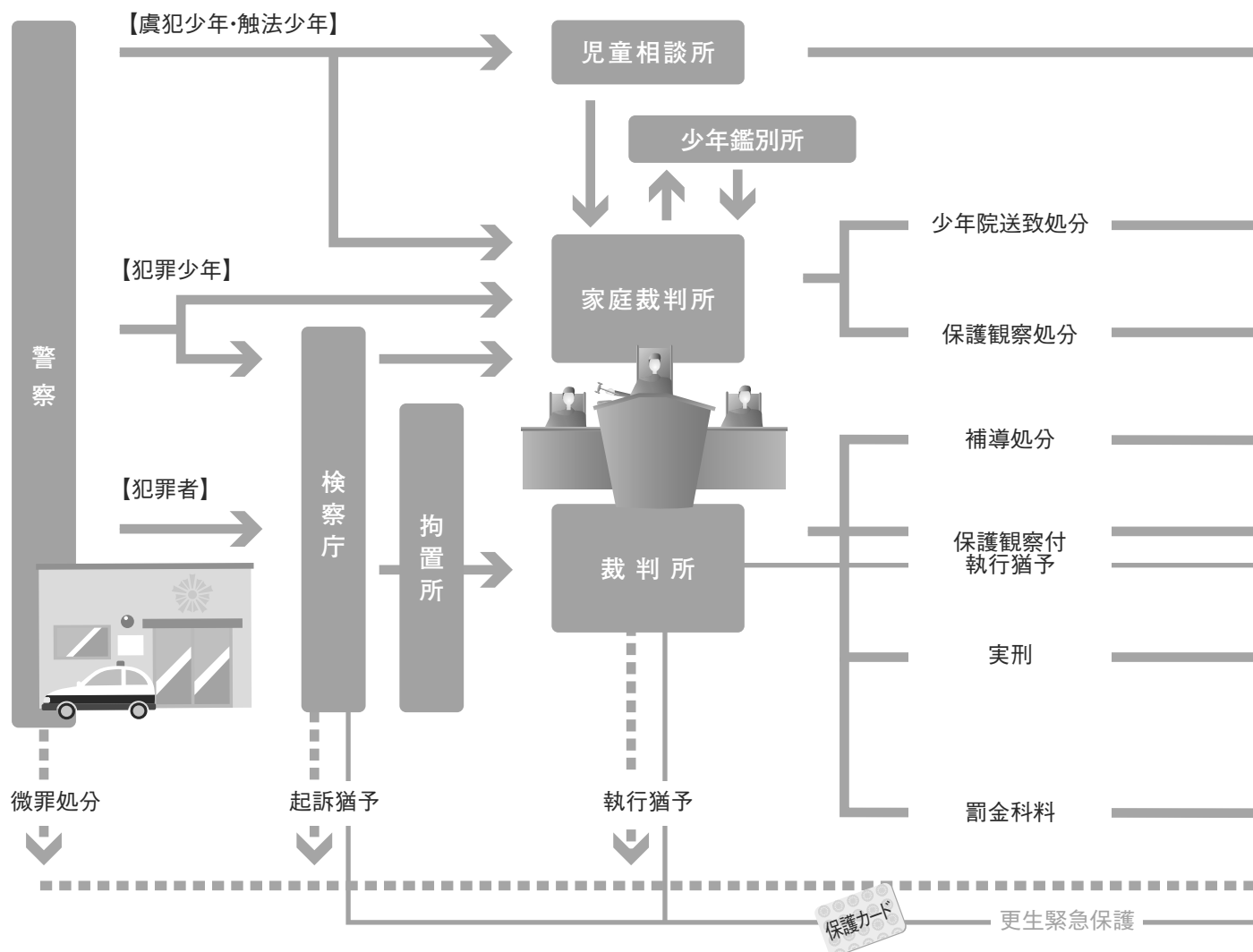
● 再犯者の有職者・無職者割合



1年未満での再犯 知的障がい者 **69.2%** 高齢者 **49.3%**
 (平成18年特別調査対象者*)

※印は平成18年特別調査対象者410人のうち、受刑が2回目以上の285人のデータをまとめたもの。

刑事司法の流れ



point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

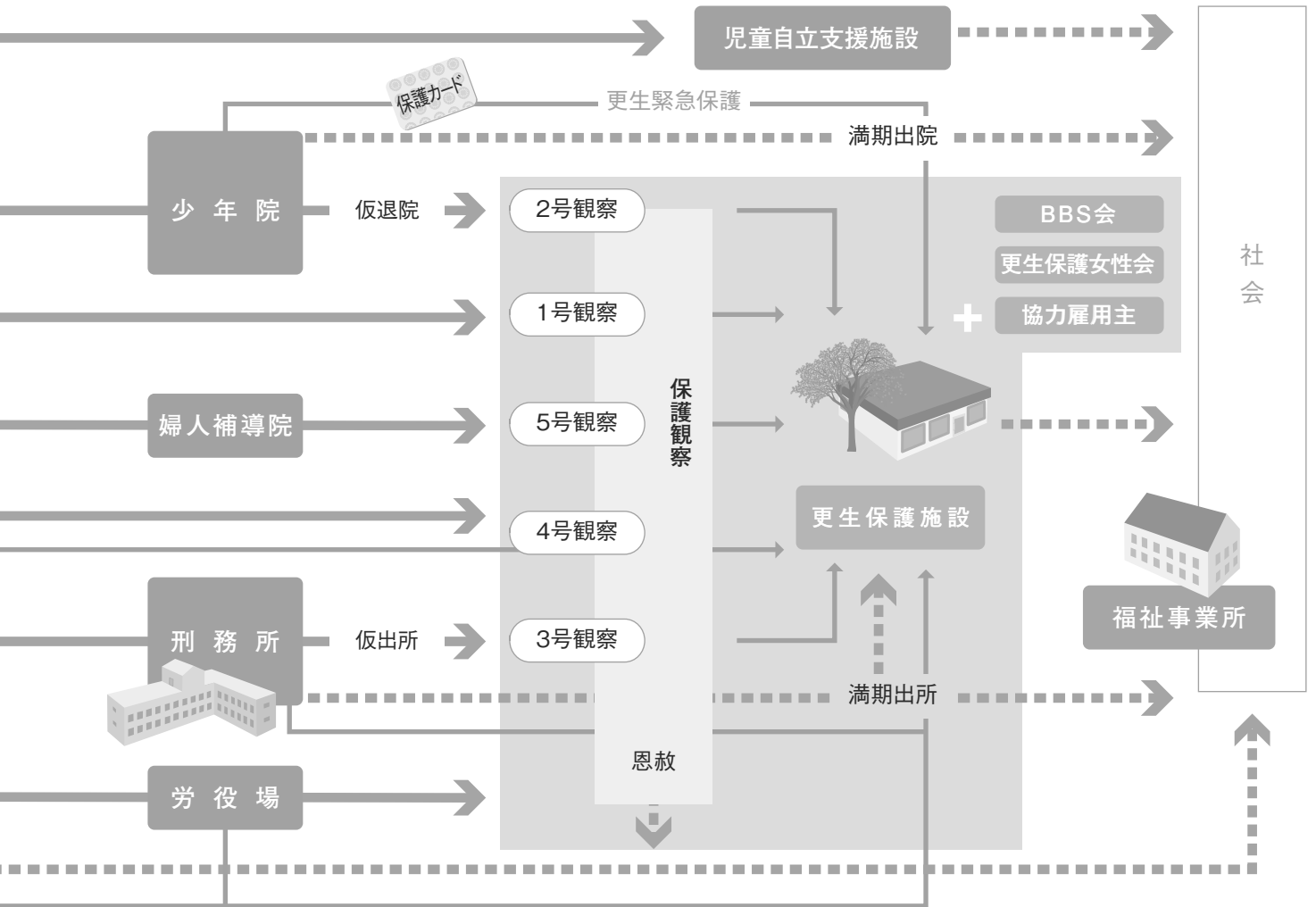
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援護を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができますこととされています。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」

」が交付されます。カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

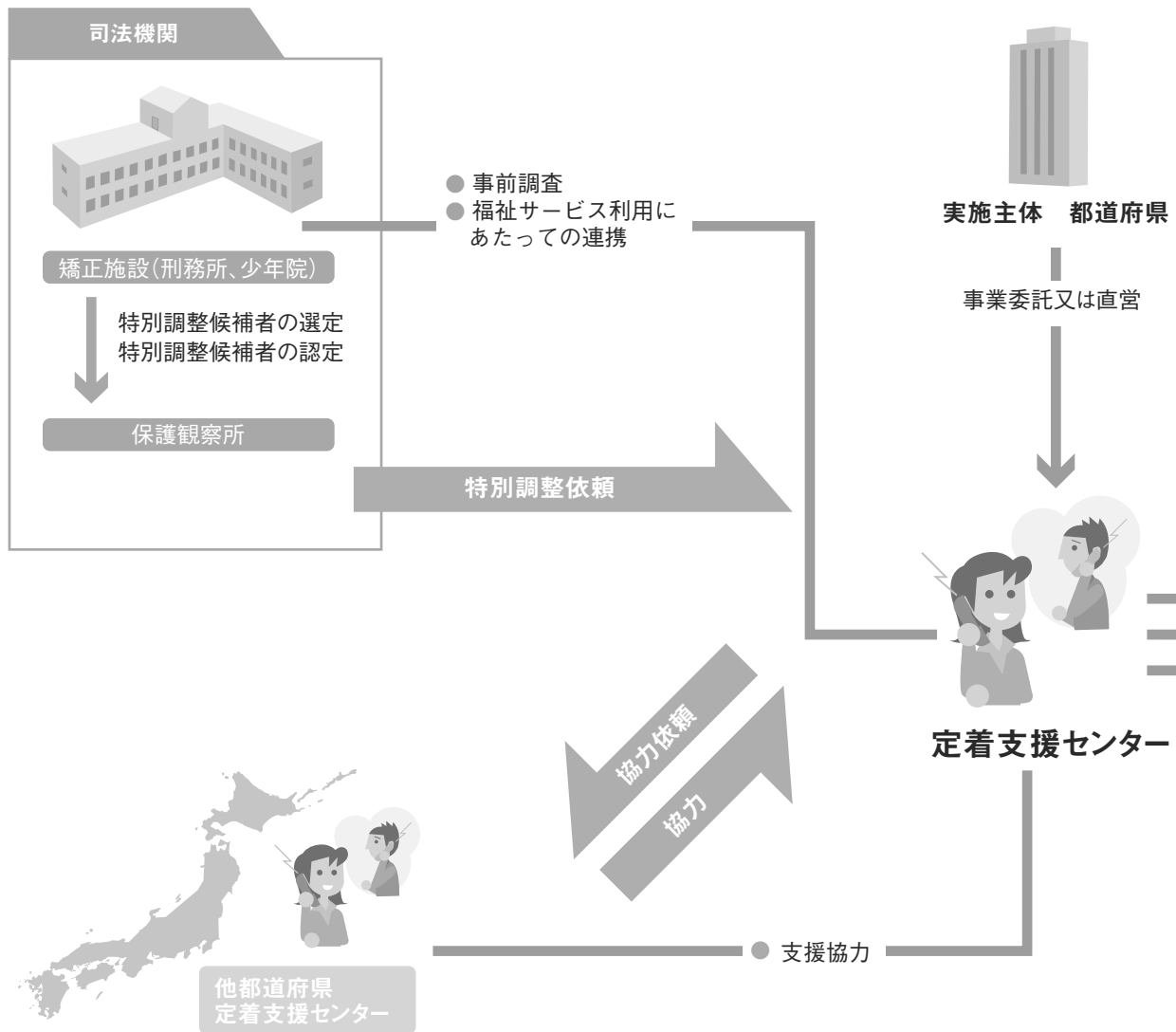
保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

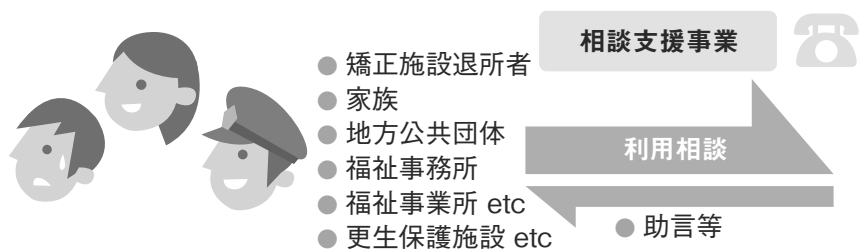
定着支援センターとは

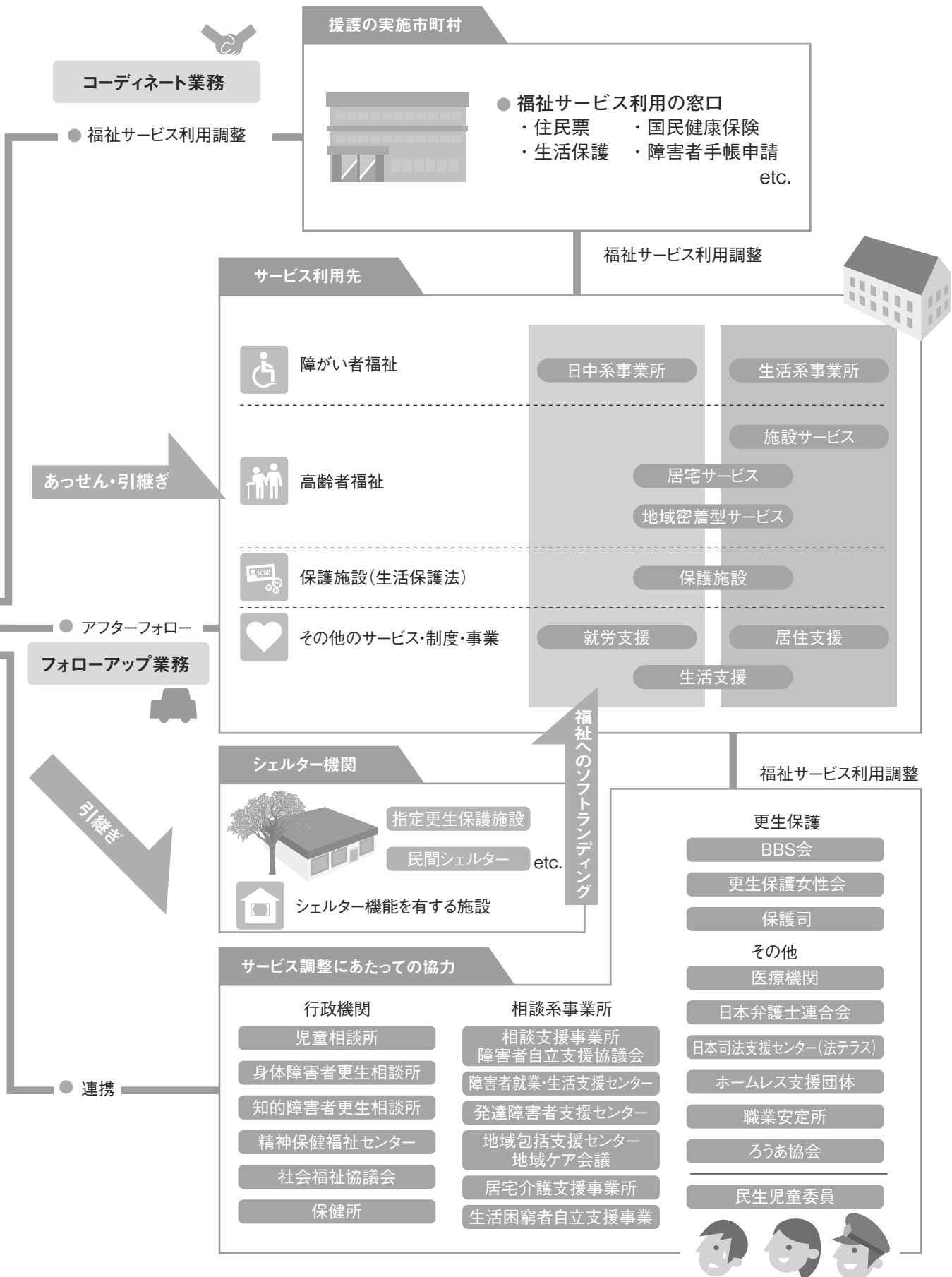
定着支援センターは矯正施設退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、福祉事業所への入所等）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるために、都道府県に1か所設置されました。

定着支援センターの役割は、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う、刑事施設所在地において果たす役割と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地における役割の2つを併せ持ちます。



特別調整協力等依頼:センター所在地の都道府県の保護観察所からの特別調整の依頼





定着支援センターの5つの業務

業務1 コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」に基づき、矯正施設入所者を対象として、退所後に必要な福祉サービスのニーズ内容を確認し、事業所等のあっせんまたは必要な福祉サービスを受けられるように申請支援を行います。

- 保護観察所からの特別調整協力等依頼
- 支援対象者との面談・アセスメントの実施
- 円滑に福祉サービスへつなげるため、「福祉サービス等調整計画」の作成
- 援護の実施市町村との調整、住民票の設定
- 対象者の希望帰住地が他都道府県である場合には、「支援業務協力依頼書」にて帰住（予定）地の定着支援センターに対して、受け入れ先の確保及びその他必要な支援についての対応を依頼
- 障害者手帳の申請支援（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- 障がい者福祉サービスの申請支援
- 高齢者福祉サービスの申請支援
- 医療保障（国民健康保険等の取得）
- 所得保障（障害基礎年金の申請、年金記録の確認、生活保護の申請準備等）
- 受け入れ先（帰住地、身元引受人、福祉事業所）の選定、確保
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の実施
- 対象者の受け入れ先が確保された場合には、矯正施設所在地のセンターが「特別調整協力結果通知書」にて所在地保護観察所に提出
- 受け入れ先事業所への引継ぎ（矯正施設退所時に同行）
- 橋渡し（当該市町村の相談支援事業所等）



コーディネート業務

フォローアップ
業務



業務2 フォローアップ業務

コーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。

- 受け入れ先事業所へのフェイスシート（アセスメント）作成等の助言
- 受け入れ先事業所へのモニタリング（状況聞き取り）及び訪問
- 受け入れ先事業所への処遇面の助言及び定期的な「合同支援会議（ケア会議）」の実施
- 対象者が保護観察中の場合には、保護観察所との十分な連携を保つ
- 地域生活移行個別支援特別加算・社会生活支援特別加算の「意見書」の発行
- 更生保護施設等との連携によるバックアップ体制の調整



業務3 相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した対象者の福祉サービス等の利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

- 矯正施設をすでに退所した者への福祉相談及び支援
- 矯正施設、更生保護施設等からの福祉相談及び支援
- 親族、弁護士、支援者等からの福祉相談及び支援（公判段階、起訴・執行猶予者等） etc.

業務4 その他必要な支援業務

コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務の各業務を円滑且つ効果的に実施するために必要な支援をします。

- 関係機関とのネットワーク形成
- 支援対象者の帰住（予定）地におけるネットワークの立ち上げ
- 「合同支援会議（調整・ケア会議）」の開催
- 個別支援計画作成における打ち合わせ



その他必要な
事業等

業務5 啓発活動等

ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行っていきます。

- 地域で支える有機的なネットワークの構築を目指し、多職種による拡大ケース会議（運営推進委員会、連絡協議会）の開催
- 福祉専門職及び関係機関（矯正・保護・医療・行政等）を対象とした「啓発研修」等の実施
- 広報活動

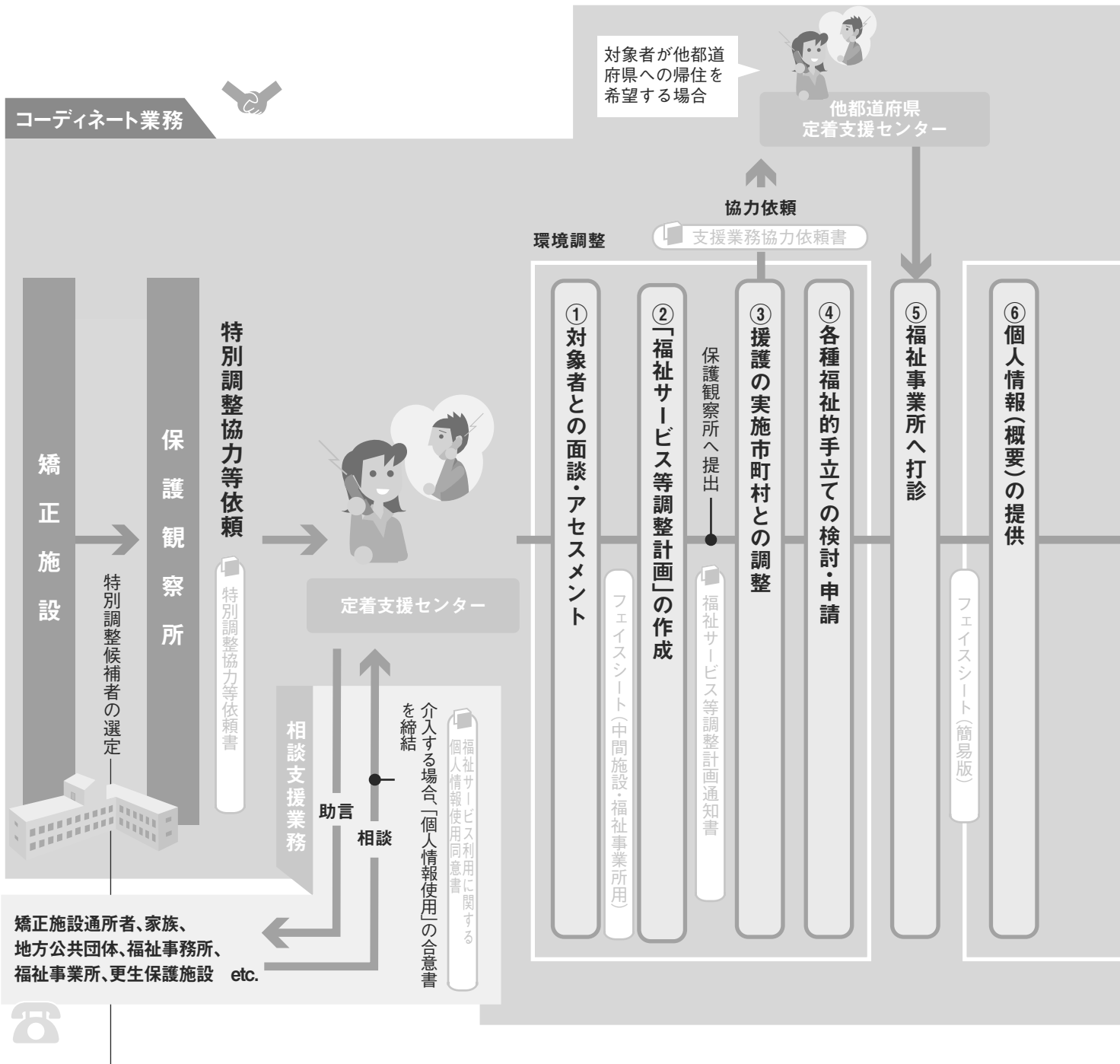


相談支援業務

定着支援センター

啓発活動等

主な業務の流れ



特別調整対象者

被収容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢（おおむね65歳以上をいう。以下同じ。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

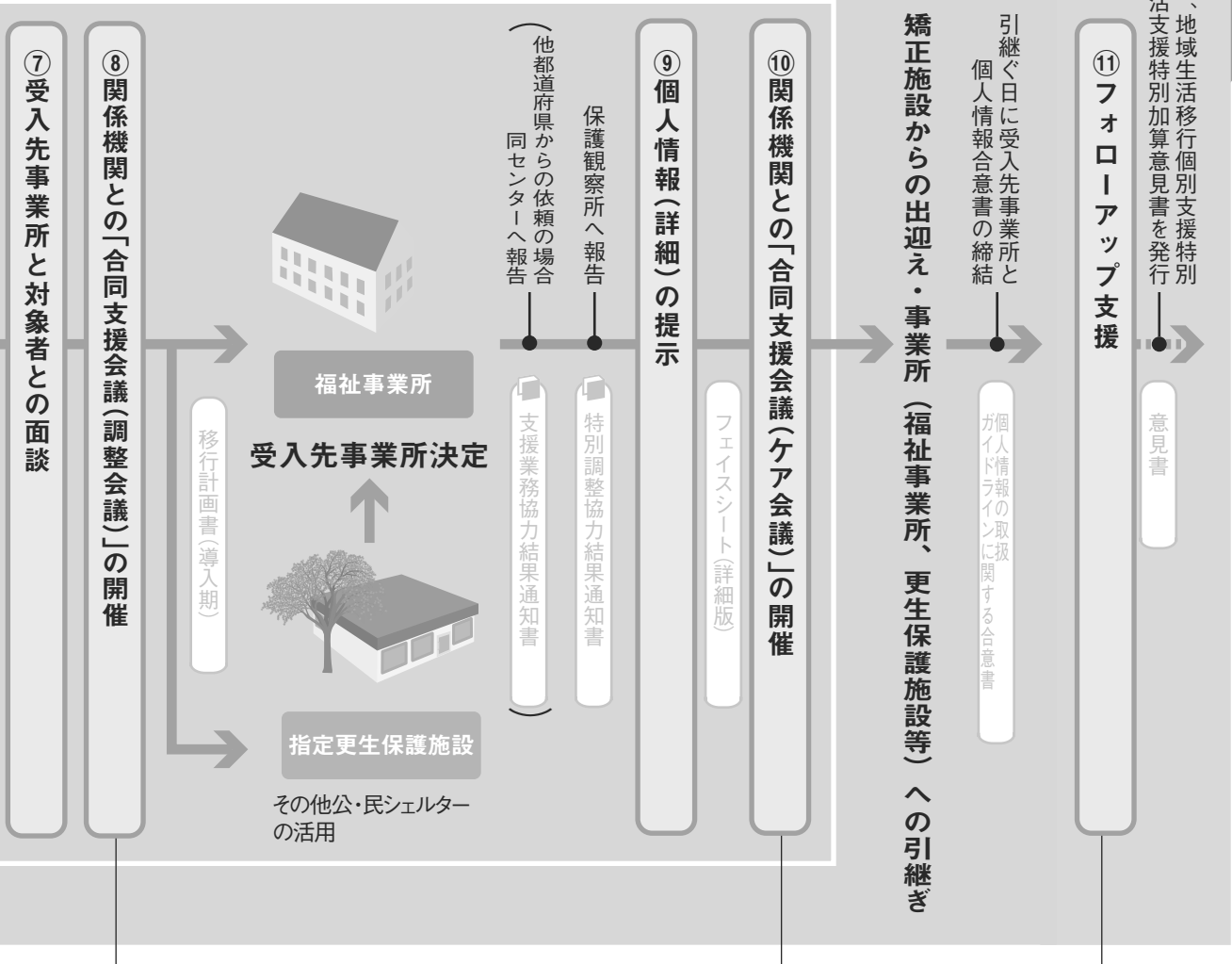
（平成21年4月 法務省保観第244号 法務省矯正局長・保護局長通達）



フォローアップ業務

必要に応じて、地域生活移行個別支援特別加算・社会生活支援特別加算意見を発行

受入先事業所との調整



合同支援会議(調整・ケア会議)

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し対象者の支援について検討を行います。これにより矯正施設から福祉事業所への移行がスムーズに行われます。

- 行政
- 福祉事務所
- 保護観察所
- 福祉事業所
- 地域包括支援センター
- 定着支援センター
- 相談支援事業所
- 障害者就業・生活支援センター
- 職業安定所
- 医療機関
- 保健所
- etc.

フォローアップ体制

受け入れ先事業所においても「フォローアップ」を行い、協働体制(支援ネットワーク)でしっかりとサポートします。

- フェイスシート(アセスメント)作成の助言
- モニタリング(電話及び定期訪問)
- 処遇面助言及び適宜関係機関との合同支援会議(ケア会議)の実施



具体的な支援にあたって

INDEX

- 初任者研修「基礎講座（矯正）」16
- 初任者研修「基礎講座（更生保護）」26
- 初任者研修「基礎講座（定着）」42
- 初任者研修「基礎講座（司法）」64
- 他の都道府県定着支援センターとの連携74
- 支援にあたってのタイムテーブル75
- 住民票・援護の実施の確定について77
- 所得保障について81
- 関連するサービス・制度・事業83
- 加算について92

初心者研修「基礎講座（矯正）」

令和元年8月5～6日（西日本）
令和元年8月21～22日（東日本）

全国地域生活定着支援センター協議会 初任者研修「基礎講座（矯正）」

府中刑務所

福祉専門官 桑原 行恵

矯正施設の種類

- 刑務所...懲役・禁錮又は拘留に処せられた者を収容
- 少年刑務所...主として少年受刑者、26歳未満の若年受刑者を収容
- 拘置所...主として勾留中の被疑者・被告人（未決拘禁者）を収容
- 少年院...主として家庭裁判所で少年院送致の決定を受けた少年を収容
- 少年鑑別所...主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容
- 婦人補導院...売春防止法により補導処分を受けた者を収容

※刑事施設は、拘置所・刑務所・少年刑務所の総称である。

処遇指標

★属性による処遇指標

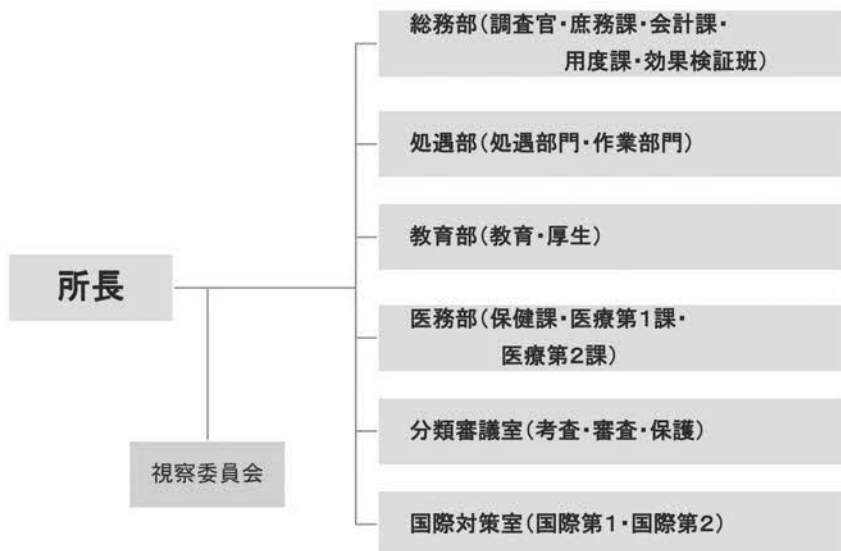
- W 女子
- F 日本人と異なる処遇を必要とする外国人
- I 禁錮受刑者
- J 少年院への収容を必要としない少年
- Jt 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年
- L 執行刑期が10年以上である者
- Y 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人
- M 精神上の疾病又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
- P 身体上の疾患又は障害を有するため、医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

★犯罪傾向の進度による処遇指標

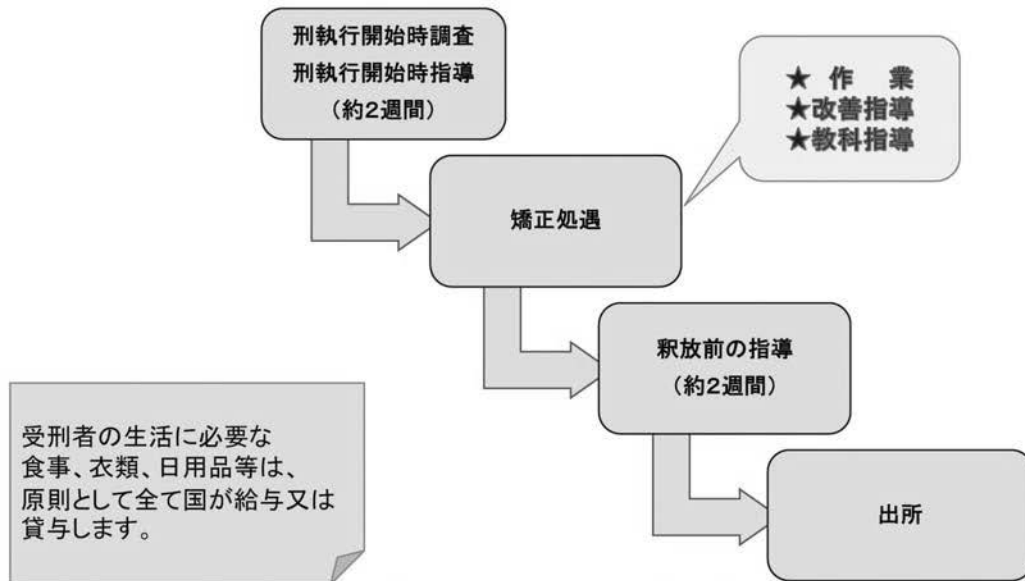
- A 犯罪傾向の進んでいない者
- B 犯罪傾向の進んでいる者
(再犯・累犯)



府中刑務所組織図



入所から出所まで



矯正処遇

目的:改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図る。



作業

↳ 勤労意欲を高め、職業上有用な知識と技能を習得させる。

- ・作業時間 原則8時間を超えない範囲
- ・作業の種類 生産作業：木工，金属，洋裁等
自営作業：炊事，営繕，洗濯等
職業訓練：自動車整備等
- ・作業報奨金 作業奨励，出所後の更生資金

特別改善指導

R1 薬物依存離脱指導

R2 暴力団離脱指導

R3 性犯罪再犯防止指導

R4 被害者の視点を取り入れた教育

R5 交通安全指導

R6 就労支援指導

高齢・障害を有する受刑者の処遇

処遇上の配慮(養護工場等)

- ・施設のバリアフリー化(手すり, 車椅子等)
- ・能力に応じた作業(作業事故等の防止)
- ・作業時間短縮
- ・居室指定上の配慮, 集団処遇の機会の設定
- ・担当刑務官・心理技官・社会福祉士等の面接等

改善指導等

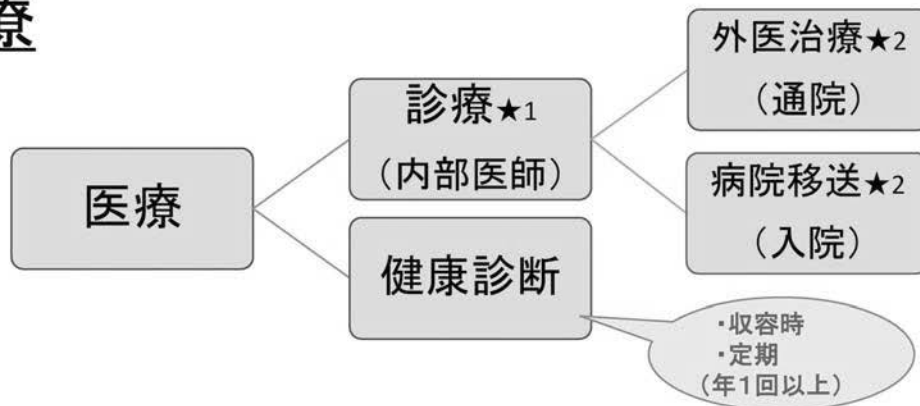
- ・高齢受刑者に対する健康運動指導等
- ・個々の問題や能力・心身のレベルに応じた各種指導

日々の生活

- ★運動...平日は原則として毎日30分以上
- ★入浴...1週間に2回以上
- ★余暇...1日に2時間以上



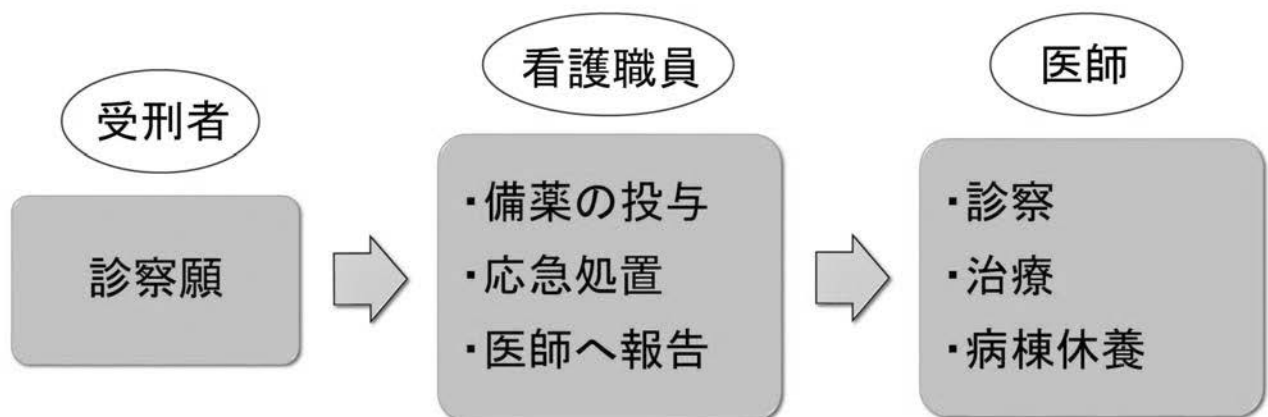
医療



★1 診療等は強制できない。
ただし、生命に危険が及ぶおそれがある場合又は他人に感染させるおそれがある場合には、合理的な範囲において診療等を実施することができる。

★2 刑事施設の医療体制だけでは対応できない場合。

内部医師による診察までの流れ



矯正医療の特殊性



刑務所における福祉職の役割

- 要支援者の発掘及び課題の分析
- 帰住先の調整
- 所内各部署及び外部機関との調整
- 各種手続支援
(住所設定・障害者手帳・介護保険・年金など)
- 支援対象者の心情把握
- 満期釈放者に対する講義(社会保障制度)

常勤2名
非常勤3名

特別調整対象者が選定されるまで

・刑執行開始時調査でのスクリーニング

・福祉支援を要する可能性のある者のうち、刑期終了日まで6か月～10か月程度の者に対し、福祉職が面接を行う。

・本人の意向確認

・医務部及び工場担当等から情報収集

・福祉職の見立て及び収集した情報を元に特別調整候補者として選定会議にかけるか検討を行う。

・特別調整対象者選定会議

・同意書徴収

・特別調整対象者に認定

候補者選定時における課題



調整過程における課題



特別調整に準ずる一般調整

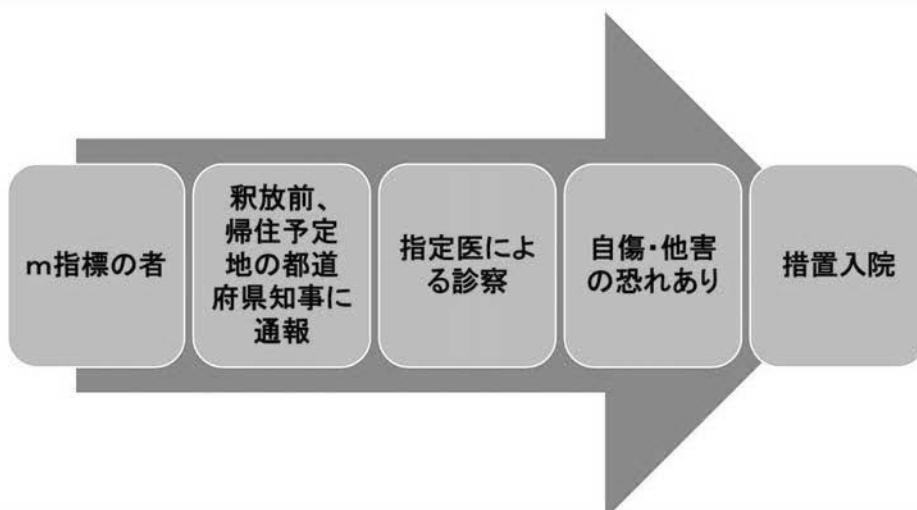
釈放後の適当な住居があるものの、
 高齢又は障害を有し、自立した生活を営む上で、
 福祉サービス等を受けることが必要であると認められた場合、
 特別調整に準ずる形で、
 保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携し、
 福祉サービス等の調整を行う。

※「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」第7項

☆施設所在地の定着支援センターは関与しない。
 帰住予定地域の保護観察所及び定着支援センターと連携する。

26条通報

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)



出所時に可能な支援

保護カード

JR割引証

帰住衣

収容証明書



紹介状など

★保護上移送

★乗車保護



初心者研修「基礎講座（更生保護）」

保護観察所が行う生活環境調整， 更生緊急保護などについて

全国地域生活定着支援センター協議会
初任者研修（基礎講座）

令和元年8月5・6日（西日本会場）
法務省保護局観察課 林寛之

令和元年8月21・22日（東日本会場）
宇都宮保護観察所 調子康弘

1

本日の説明事項

- 1 保護観察所の役割
- 2 保護観察所が行う生活環境の調整
- 3 更生緊急保護
- 4 保護観察
- 5 更生保護 最近の動き

2

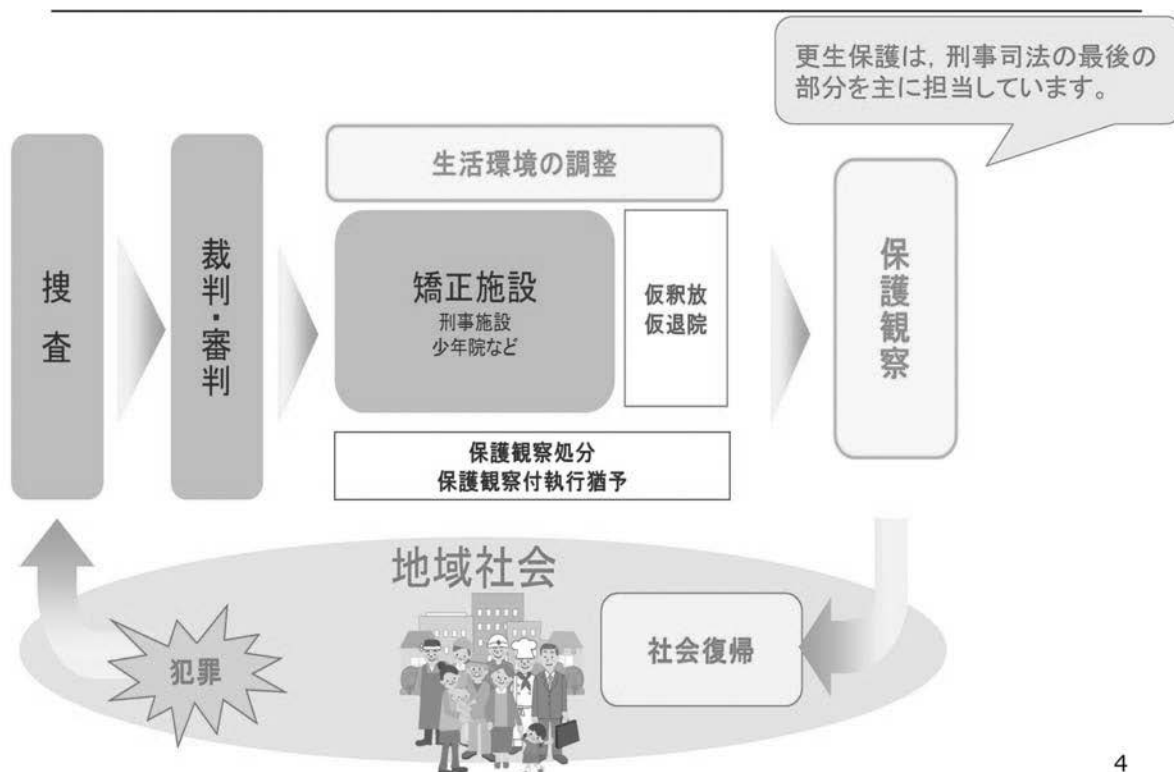
1 保護観察所の役割

- ・更生保護行政の刑事政策における位置づけ
- ・保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体
- ・保護観察所の主な業務
- ・刑事司法手続の流れ

3

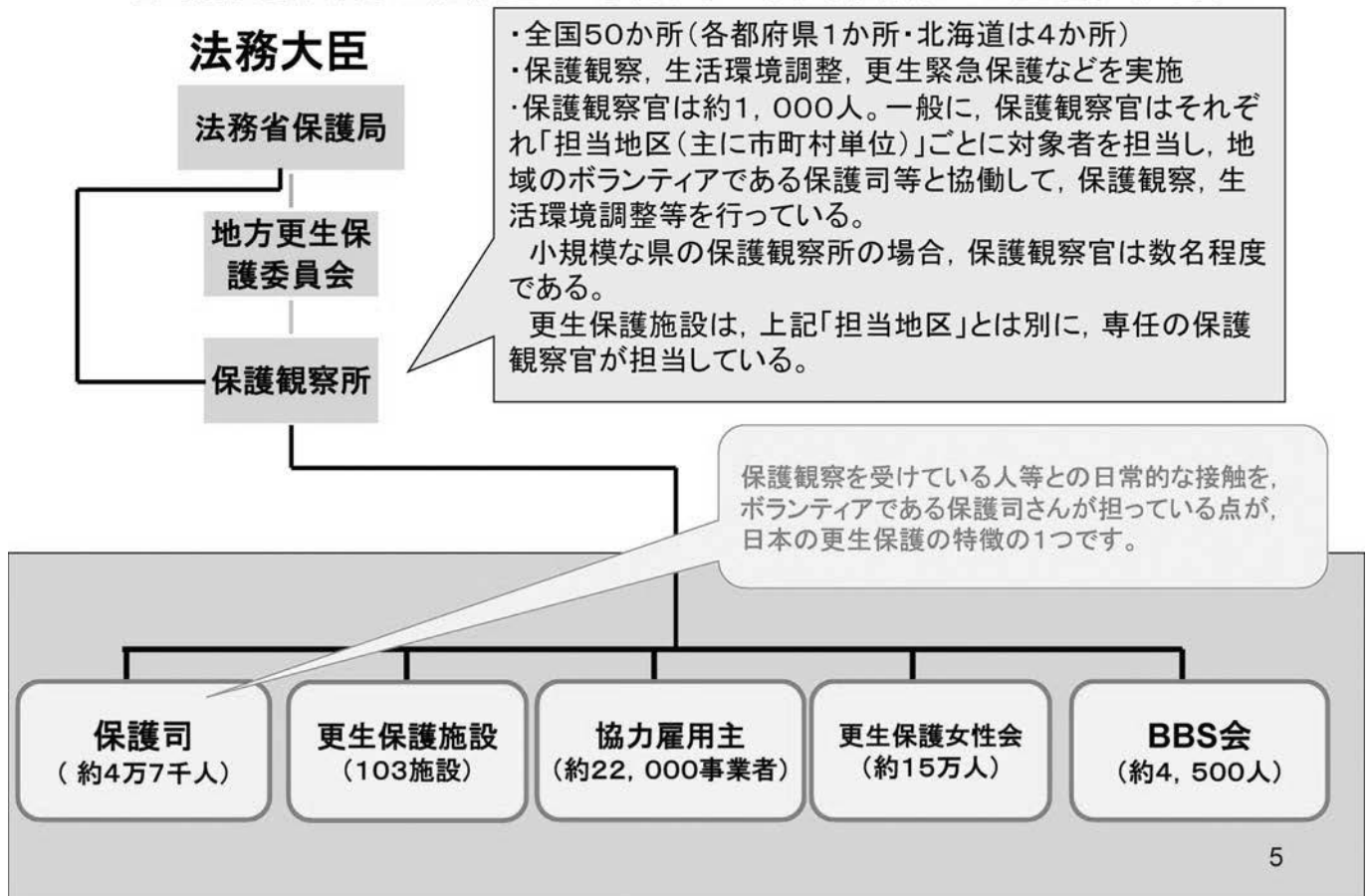
更生保護行政の刑事政策における位置付け

(更生保護行政・・・保護観察、生活環境の調整、仮釈放などを所管)



4

保護観察所と関連する刑事司法関係の組織・団体



具体的な支援にあたって

保護観察所の主な業務

業務のうち, 主に「生活環境調整」と「更生緊急保護」が, 特別調整と関連しています。

◆生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容されている人が対象。その希望する帰住先について, 保護司や保護観察官が赴き「出所後そこに住めるか」「就労, 就学はどうするか」などの調査, 調整を行う。

◆更生緊急保護

満期出所者, 起訴猶予者等で緊急の支援が必要な人が対象。その申出に基づき, 更生保護施設への委託などを行う。

◆保護観察

仮釈放された人や, 裁判所で保護観察付執行猶予を言い渡された人などが対象。成人も少年も含まれる。保護観察官や保護司が個別に担当となり, 面接, 家庭訪問等を実施。個別の事情に応じて, 就労支援や各種プログラムなどを行う。保護観察対象者には期間中「遵守事項」を守る義務があり, 違反すると仮釈放を取り消されるなどの場合がある。

◆その他

医療観察, 犯罪被害者支援, 犯罪予防活動(社明), 恩赦手続などを実施している。

刑事司法手続の流れ

(成人の主な手続。数値はH29
(犯罪白書から))

年間100万人以上の方が警察等に
検挙されていますが、受刑に至
る人は、2万人程度です。

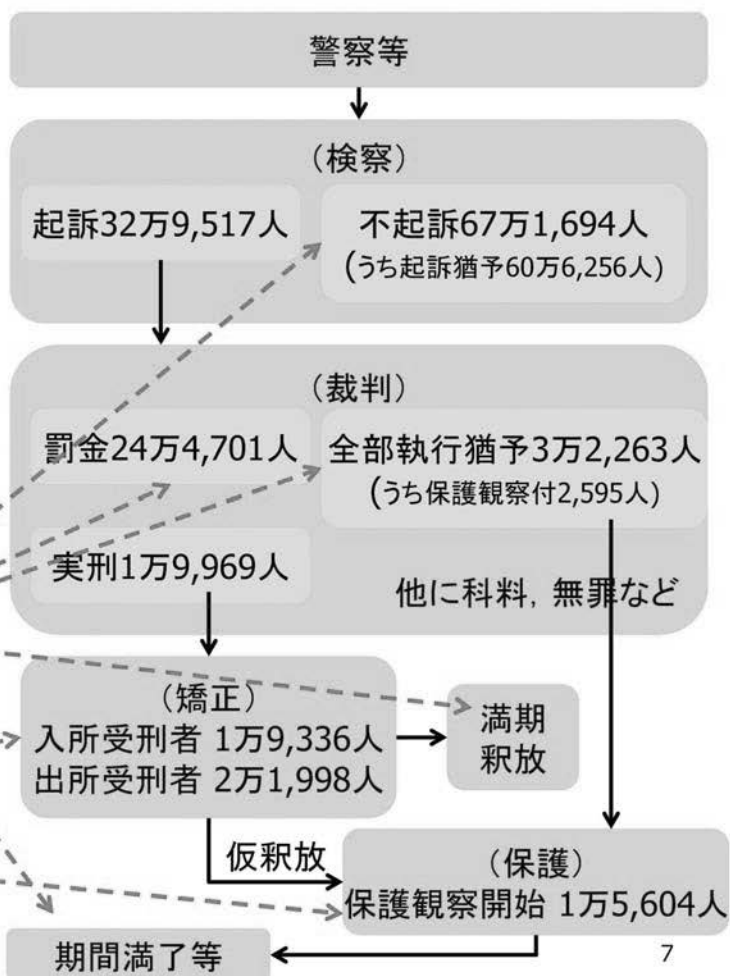
保護観察所は、

- ・起訴猶予者、満期釈放者等
に対する更生緊急保護
(希望者のみ)

- ・受刑者等の生活環境調整

- ・保護観察

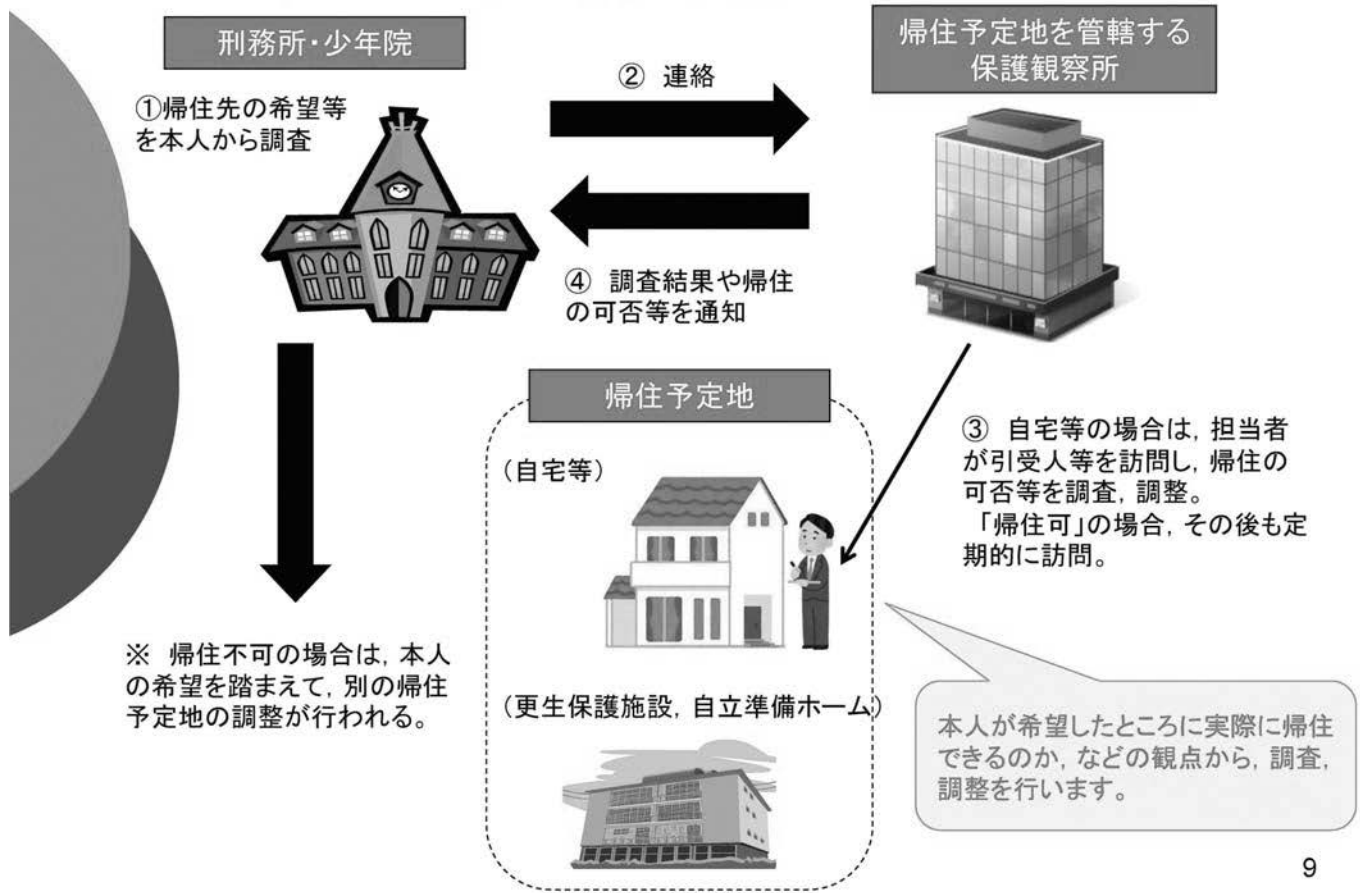
などを実施している。



2 保護観察所が行う 生活環境の調整

- ・生活環境調整の特徴
- ・仮釈放とは
- ・生活環境調整と釈放／出所

一般的な生活環境の調整のイメージ



具体的な支援にあたって

生活環境調整の特徴

◆本人の希望が出発点

初めに、例えば、刑務所や少年院に収容された人が「刑務所を出所したら、自分は母親（引受人）宅（帰住予定地）に帰りたい」等と希望する。

刑務所からその連絡を受けた保護観察所は、その母親を訪ねて、母親宅へ本人が帰住できるか等の調査・調整を行う。

→ 原則として、本人が希望した場所のみについて調査・調整を行う。

◆調査・調整は「帰住予定地」ごとに実施

調査・調整は、本人が希望した「帰住予定地」について、その地域を管轄する保護観察所（担当する保護観察官・保護司）が行う。

調査・調整の結果は、保護観察所が刑務所や少年院に連絡する。

調査・調整の結果、希望する帰住予定地に帰住できない場合、本人が別の帰住予定地を希望すると次の調整が開始され、その帰住予定地を管轄する保護観察所（保護観察官・保護司）が調査・調整を行うことになる。

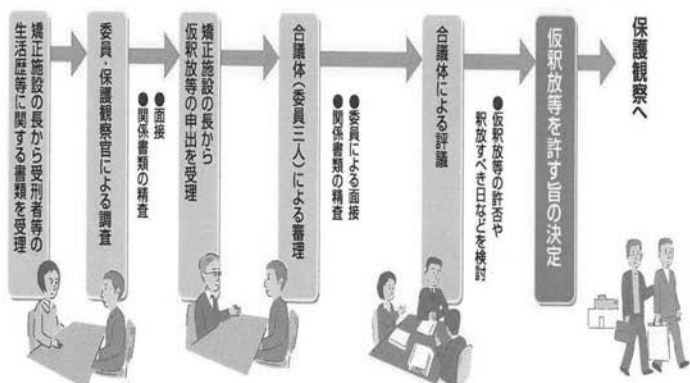
→ 帰住予定地が変わると、担当者も変わっていく。

仮釈放とは

満期釈放者に比べ、仮釈放者の方が再犯が少ないことなどから、仮釈放の積極化を進めています。

受刑者のうち一定の許可の基準を満たした人について、刑期の満了前に仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度。仮釈放の間は保護観察に付される。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続(典型的な例)



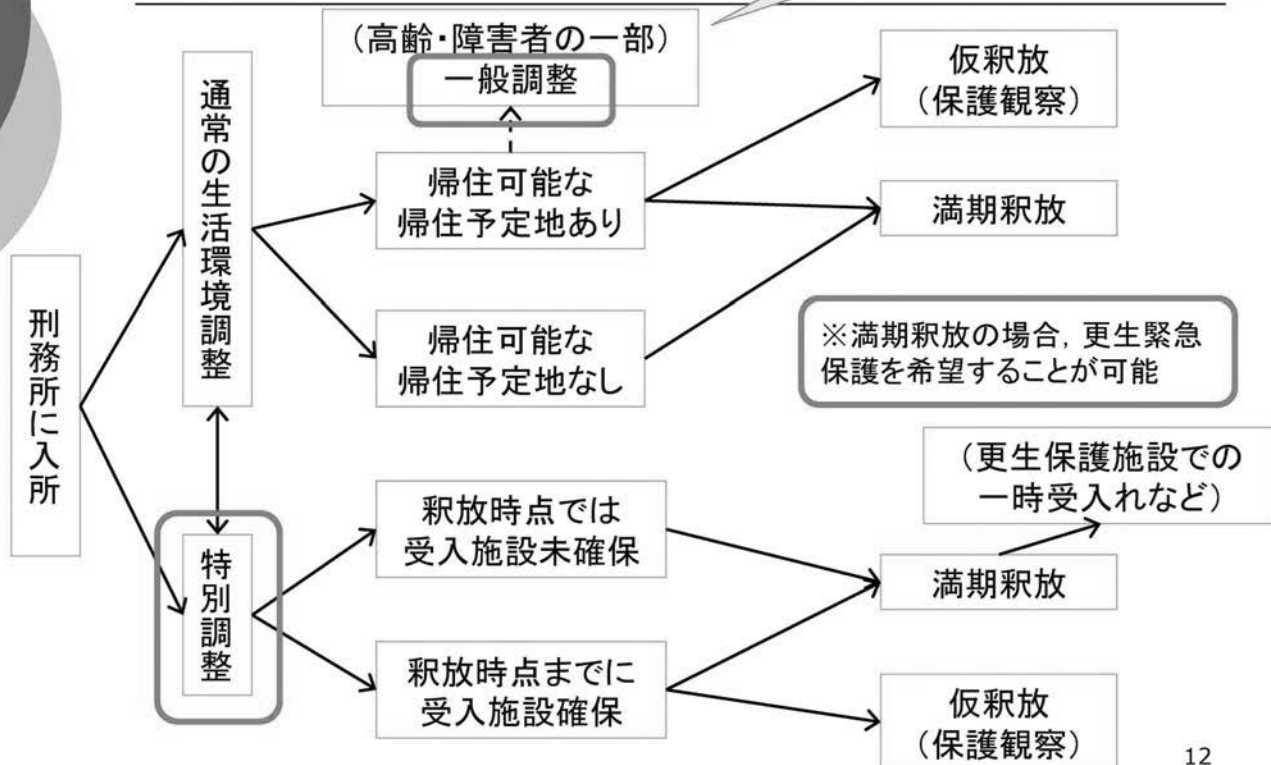
- ◆ 仮釈放の要件
 - ・ 有期刑: 刑期の1/3経過
 - ・ 悔悟の情, 改善更生の意欲, 再犯のおそれ, 保護観察の相当性, 社会の感情
 - ・ 帰住可能な帰住予定地があることが前提

◆ 仮釈放率: 58.5% (H30)

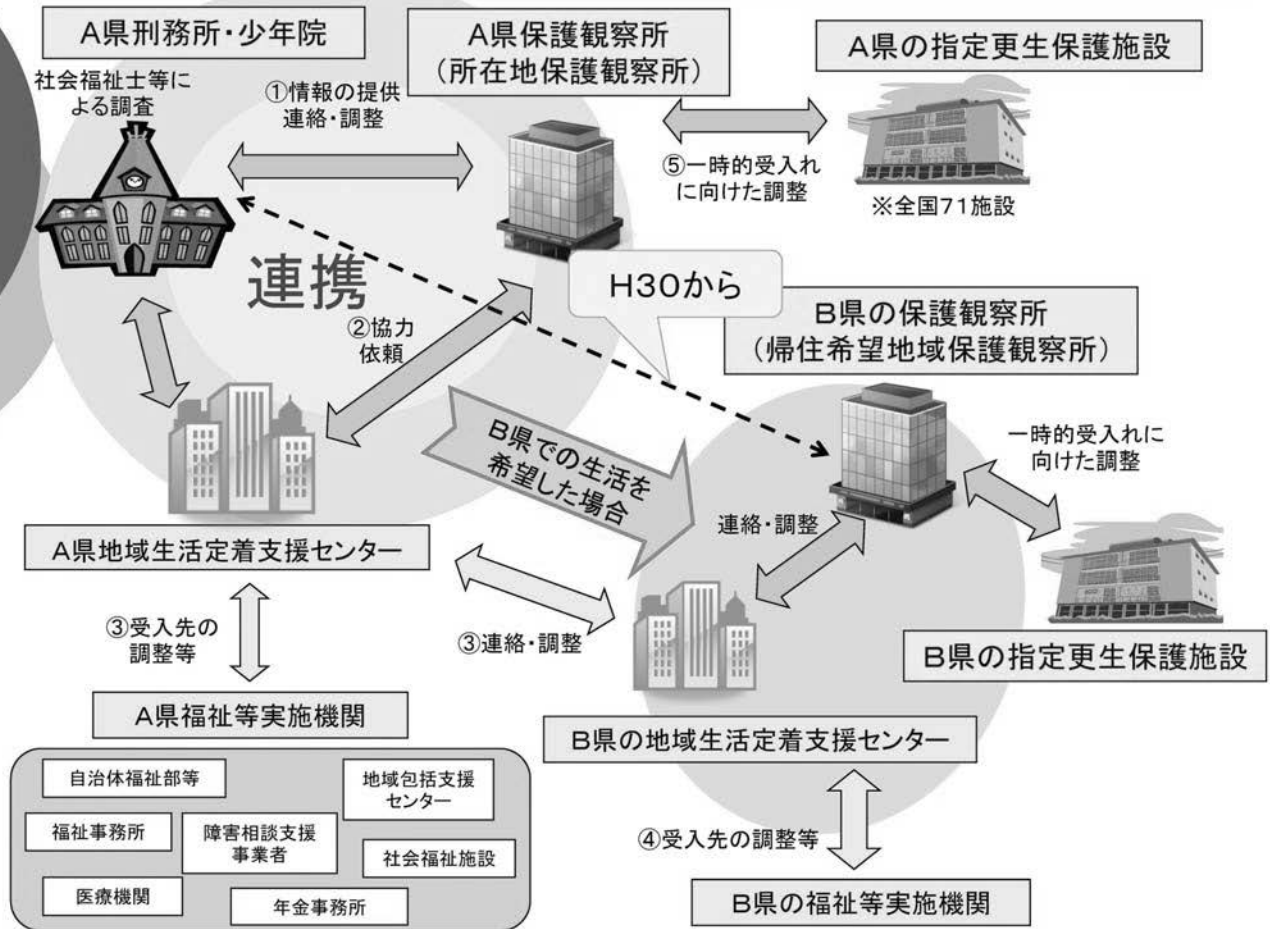
生活環境調整と釈放/出所

特別調整と一般調整

「一般調整」は、高齢、障害で福祉サービスが必要な人のうち、帰住先がある場合の調整をいいます。



特別調整のイメージ図



具体的な支援にあたって

3 更生緊急保護

- ・更生緊急保護とは
- ・更生緊急保護のポイント(1)～(5)

更生緊急保護とは

本人の希望を踏まえ、刑務所出所直後に金品を援助したり、更生保護施設に委託したりします。

趣旨

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

対象

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 起訴猶予者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者 など
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- など (本人の申出が必要)

措置内容

- 宿泊場所の供与 (更生保護施設・自立準備ホーム等への宿泊保護委託)
- 金品の給貸与 (食事・衣料の給与等)
- 宿泊場所への帰宅援助 (旅費給与) など (必要かつ相当な限度で)

期間

原則として身体の拘束を解かれて6月以内 (特に必要あれば6月延長可)

15

更生緊急保護のポイント (1)

◆更生「緊急」保護

その人が、身体拘束を解かれたばかりであり、親族や公共の機関等からすぐに援助や保護を得られない場合に限定して実施することが原則。保護観察所長が必要と認めた場合に実施。

身体を拘束されなかった場合、更生緊急保護の対象とならない。

◆「更生緊急保護の期間」と「仮釈放期間」

(特に更生保護施設への委託について)

更生緊急保護は「身体の拘束を解かれて6月以内」が原則。

例えば仮釈放期間が4か月の場合、4か月の仮釈放期間終了後の2か月間は更生緊急保護が可能 (なお仮釈放期間中は「応急の救護」の対象)。

◆「保護カード」

釈放時に、保護の必要が認められたときや、本人が希望したとき、刑事施設や検察庁などで保護カードが交付される。

16

ポイント（2）

◆本人の「申出」が必要

更生緊急保護は本人が書面で申し出ることが必要。保護観察所での保護観察官の面接などを経て、必要性などが判断される。

◆食費などの支援

更生緊急保護として、食事の援助や、宿泊場所までの交通費の支援が必要と判断されたとき、現金を支給する場合もあれば、物品（作業着、JR旅客運賃割引証等）を交付する場合もある。（支給又は貸与。同じ人に短期間に何度も支援することは殆どない。）

◆更生緊急保護の「重点実施」

H27年度開始（それ以前は「事前調整」）。起訴猶予者が対象。起訴猶予となる前に面談等を適宜行う。更生保護施設・自立準備ホームに委託して就労支援など実施。ホームレス状態で窃盗により逮捕され、起訴猶予となった人が多い。H30年度は214人に実施。

17

ポイント（3）更生保護施設とは

特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点では受入先が確定していない場合などに、一時的に更生保護施設で生活する場合があります。

役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を收容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設
- ◆ SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育の実施など、社会適応力を高める処遇を実施
- ◆ 平成21年度から、指定された施設で高齢・障害者を受け入れるための取組を実施。
- ◆ 平成25年度から、指定された施設で薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施するための取組を実施。

保護の概況

- ◆ 施設数 103施設（H30. 4. 1現在）
- ◆ 定員 2,383人（H30. 4. 1現在）

* 全面改築による一時的な定員縮小あり



全県に1以上設置



施設の例

体制

- ◆ 経営主体
 - ・更生保護法人100施設、社会福祉法人1施設、NPO法人1施設、一般社団法人1施設
- ◆ 職員体制
 - ・常勤職員が4名程度（平成30年1月から、79施設につき、常勤職員1名増配置）

18

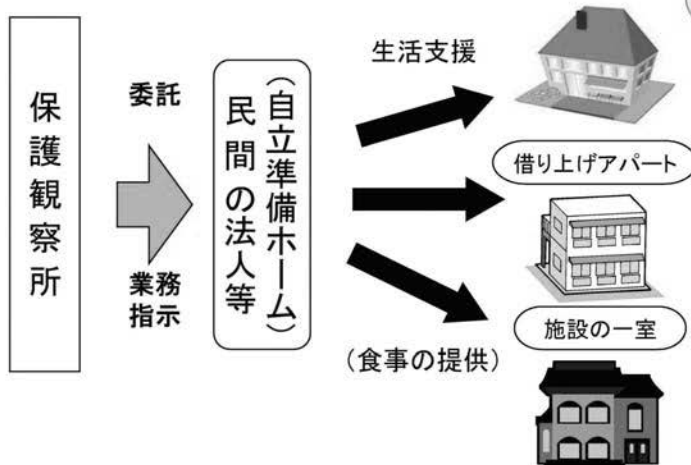
ポイント（４）指定更生保護施設

概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全国の更生保護施設のうち、高齢者や障害者を一時的に受け入れる施設として71か所を指定 ◆ 指定された施設に、社会福祉士等の資格等を有する職員を配置(全国で77人分の予算を計上)
対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下の①～③の要件を満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所長が認める者 ① 高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害(身体、知的、精神のいずれか)があると認められること。 ② 適当な住居がないこと。 ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認めること。
処遇内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢又は障害のある刑務所出所者等の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練 ◆ 医療保健機関と連携した健康維持のための指導・助言 ◆ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整 <p style="text-align: right;">(いわゆる特別処遇)</p>

14

ポイント（５）自立準備ホーム

緊急的住居確保・自立支援対策(平成23年度～)



更生保護施設と同様に、特別調整の対象となる人が、刑務所出所時点で受入先が確定していない場合、自立準備ホームで一時的に生活することがあります。

- ・ 更生保護施設以外の宿泊場所を確保している法人等が、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
- ・ 毎日対象者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施
- ・ 「食事」の提供も可能

◆事業者

路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者
事業者数は411(H31.4.1)。委託実人員は1,684人(H30年度)。

◆委託

保護観察所が、事業者に対し、宿泊場所の供与を委託。保護観察対象者又は更生緊急保護対象者のうち、適当な住居がなく委託が必要と認められる者が対象。

20

4 保護観察

- ・「保護観察」のポイント
- ・「遵守事項」「生活行動指針」のポイント
- ・「仮釈放取消し」「引致」等のポイント

21

「保護観察」のポイント

◆○号観察（H30の年間取扱事件数）

- 1号観察…家裁で保護観察が決定された少年の保護観察（約2万6千人）
- 2号観察…少年院を仮退院した少年の保護観察（約5千人）
- 3号観察…刑務所等を仮釈放された人の保護観察（約1万7千人）
- 4号観察…執行猶予に保護観察が付いた人の保護観察（約1万3千人）

◆保護観察官，保護司

保護観察官は，保護観察所に所属する常勤の職員。主に市区町村などの「保護区」単位で保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

非常勤のボランティアである保護司は，保護観察所からの依頼で個別の保護観察対象者，生活環境調整対象者を担当。

◆転居の許可

保護観察対象者が転居するときは，事前に保護観察所長の許可が必要。無断で転居し所在不明となると，遵守事項違反に。

22

「遵守事項」と「生活行動指針」のポイント

◆「遵守事項」と「生活行動指針」

いずれも、保護観察対象者が保護観察期間中に守るべき約束事。

「遵守事項」は、違反すると、「仮釈放取消し」等となることがあり、特に必要なものに限定して定められる。

「生活行動指針」には生活目標的なものも含む。保護観察対象者が違反しても、「仮釈放取消し」や「執行猶予の言渡しの取消し」となることはない。

◆「遵守事項」の例

「酒を一切飲まないこと」「被害者等に一切接触しないこと」など（地方更生保護委員会又は保護観察所の長が決める。）。

◆「生活行動指針」の例

遵守事項と同様の文言のほか、「浪費を慎み、自立に向かって努力すること。」「後先のことを考えて慎重に行動すること」など（保護観察所の長が決める。）。

23

「仮釈放取消し」・「引致」等のポイント

◆遵守事項違反による仮釈放取消し・執行猶予取消し

遵守事項違反があった場合には、その情状などを考慮して、仮釈放や執行猶予の言渡しが、取り消される場合がある。

仮釈放を取り消されたり、執行猶予の言渡しを取り消されると、受刑することとなる。

「仮釈放取消し」は、地方更生保護委員会が決定する。

「執行猶予の言渡しの取消し」は、裁判所が決定する。

◆「引致」

保護観察所は、裁判官が発する引致状により、保護観察対象者を強制的に保護観察所へ引致することができる。

引致の要件は「遵守事項違反があり、出頭命令に応じない」など。引致後、仮釈放取消し等の手続が行われる場合が多い。

24

5 更生保護 最近の動き

- ・更生緊急保護の重点実施
- ・保護観察所における入口支援の新たな枠組み
- ・特別支援ユニットの新設
- ・一部猶予の動向

25

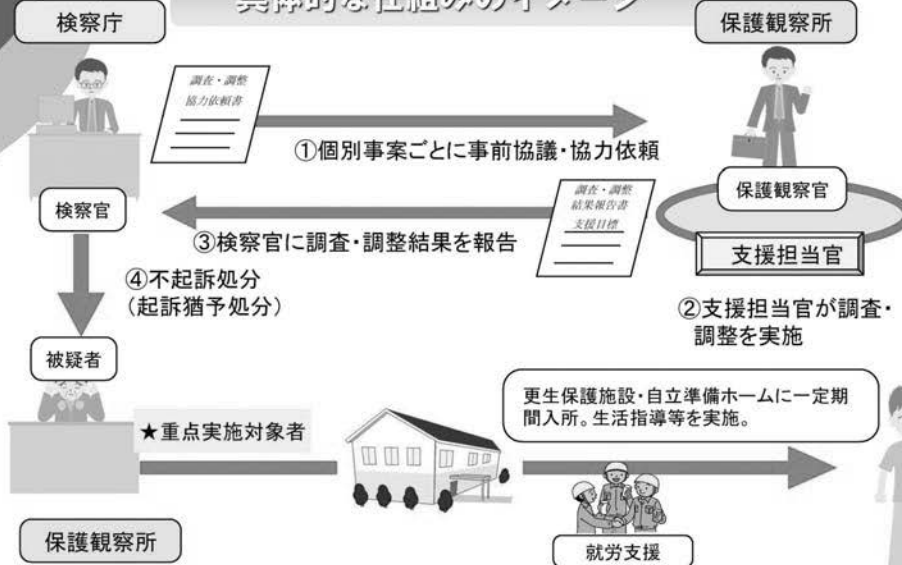
起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等

概要

検察庁と連携の上、重点的な社会復帰支援を必要とする者を処分前に保護観察所が見極め、その対象として選定された起訴猶予者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が、継続的かつ重点的に生活指導等を行った上で福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施
 <平成27年4月、全国50庁の保護観察所で試行開始>

- ✓ 再犯防止の観点から、刑事司法の入口段階における社会復帰支援を充実強化
- ✓ 特に支援の必要性が高い者(重点実施対象者)に対し、保護観察所が継続的かつ重点的な更生緊急保護を実施
- ✓ 検察庁は、保護観察所が実施した調査・調整を踏まえることにより、従来以上に刑事政策の目的に配慮した処分が可能に

具体的な仕組みのイメージ



- ・起訴猶予者のみが対象。
- ・更生保護施設等に必ず委託。
- ・全国で年間約500人(H30)を支援。
- ・40代～60代の男性が主。
- ・ホームレスの人が多い。
- ・就労支援を行い、住込み就労先やアパートに自立していく人が多い。

起訴猶予となって釈放された人を、更生保護施設等へ委託して支援する仕組みです。就労支援が中心となっています。

自立した生活

⑤更生緊急保護の申出を受けて、更生保護施設等に委託。釈放後の就労支援等を実施。

保護観察所における入口支援の新たな枠組み～更生緊急保護の活用～

内容

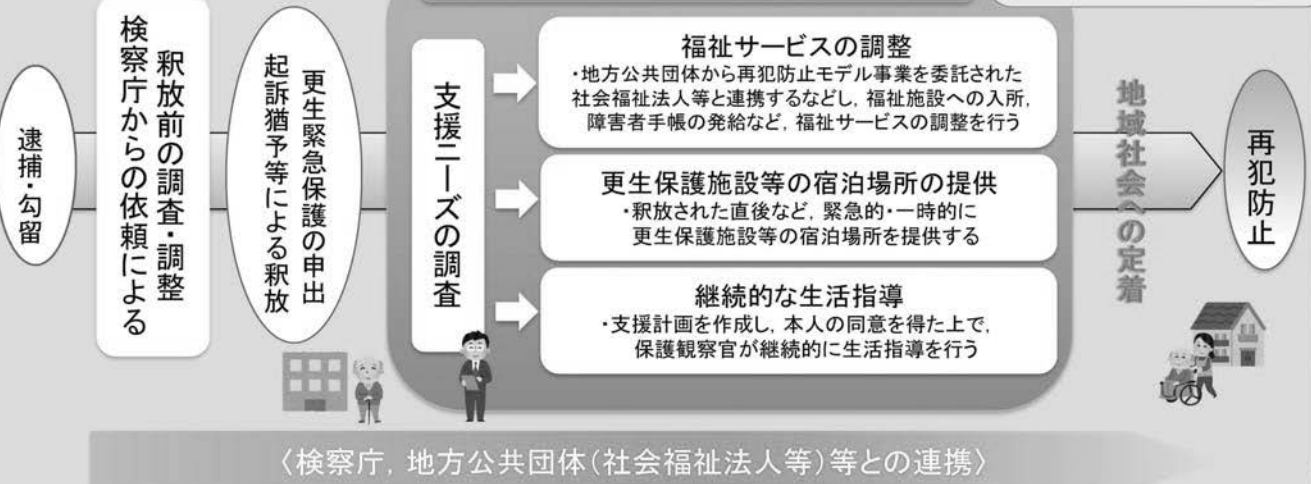
保護観察所が、本人からの更生緊急保護※の申出に基づき、起訴猶予等となり釈放された人のうち、高齢・障害により福祉サービス等(例えば、福祉施設への入所、障害者手帳の発給等)を必要とする人や、薬物等への依存からの回復支援を必要とする人に対し、検察庁や地方公共団体等と連携し、それぞれに必要な支援を行う。

背景

再犯防止推進法第17条(犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、適切な福祉サービス等が提供されるよう、関係機関と保護観察所との連携の強化に必要な施策を講ずる)の要請などを踏まえ、平成30年4月から開始。

保護観察所の継続的な関わりを含めた福祉的支援を、目指しています。

保護観察所における入口支援の例



27

「特別支援ユニット」の新設

◆特別支援ユニットの新設

「保護観察所における入口支援」を実施するために、平成30年4月、「特別支援ユニット」を新設。

H31.4現在、22か所の保護観察所に設置。保護観察官が所属。

◆特別支援ユニットの役割

特別支援ユニットは、原則として、「保護観察所における入口支援」のほか、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を担当する。

◆関係機関との連携

入口支援、特別調整、更生緊急保護の重点実施等を円滑に実施するため、地域生活定着支援センターを始め、地方公共団体、地域の福祉関係の諸機関・団体等とのネットワークを形成することを目指している。

入口支援などを行うために、保護観察所への「特別支援ユニット」の設置を開始しました。

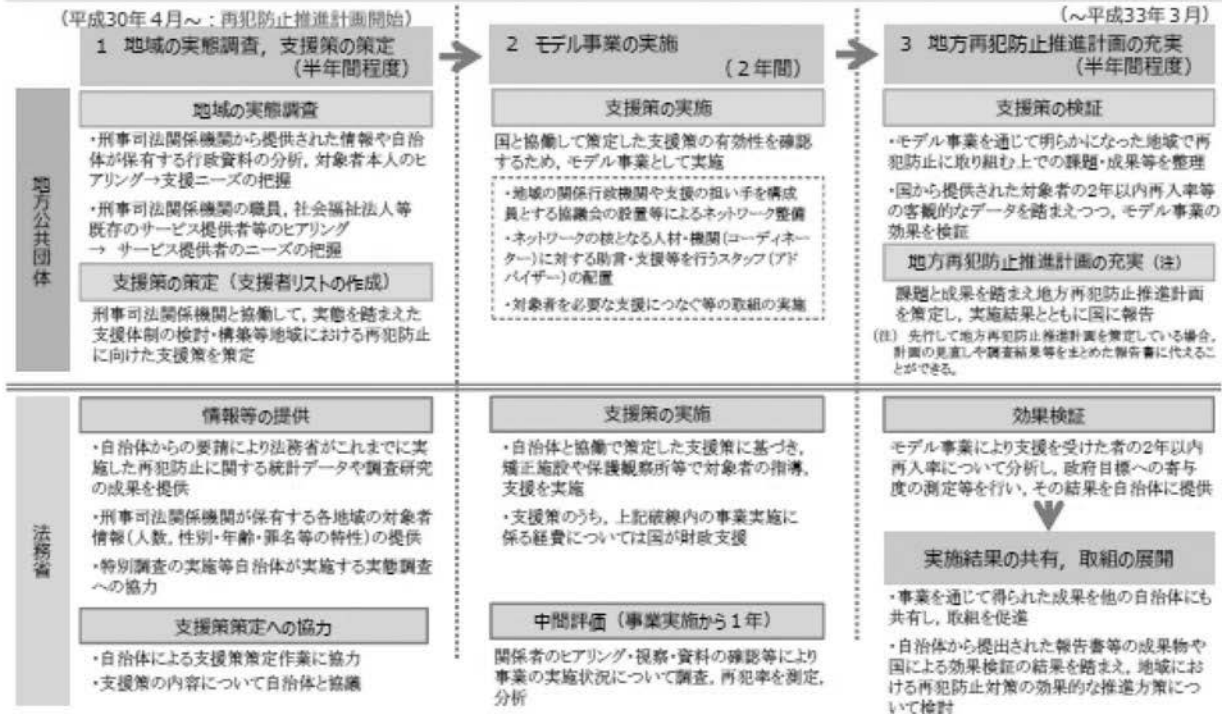
28

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



29

具体的な支援にあたって

再犯防止推進法、再犯防止推進計画を受けて、法務省では、平成30年度から、地域再犯防止推進モデル事業を開始しました。平成30年度開始分及び平成31年度開始分合計で、36自治体が37の事業を実施しています。その中には高齢・障害のある人を対象とした事業も含まれます。

地域再犯防止推進モデル事業の概要①（事業内容等）



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

事業の目的

再犯防止推進計画（平成29年閣議決定）を踏まえ、国と地方公共団体が協力して、地域における犯罪や非行をした者の実態調査や支援策の策定・実施、効果検証といった一連の取組の実施を通じて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的とする。

募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

（テーマ）

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組

応募主体等

〔応募主体〕	地方公共団体
〔委託経費〕	別紙
〔採択件数〕	予算の範囲内で採択
〔事業期間〕	平成30年度～平成32年度
〔委託期間〕	契約を締結した日～平成33年3月31日
〔契約形態〕	委託契約（国負担 10/10）

評価方法

募集テーマに沿った提案について、以下の方針に基づき評価。

提案された取組と本調査の趣旨との整合性

提案された取組の内容が、本調査の趣旨と整合性が取れており、国として取り扱うべき重要なものであること。

取組の先進性・汎用性

現在取り組まれている事例は少ないものの、多くの地域でも応用可能であるなど、今後他の地域へ広がることが期待されるものであり、調査で得られた成果が、国又は他の地域における取組を進める上で参考となることが期待できること。

取組の実現性

取組を実施するための計画が適切に立てられていること、また、必要な経費が適切に見積もられており、必要な実施体制の構築が予定されていること。モデル事業の効果の検証や成果の可視化等の方策が具体的に想定されていること。

スケジュール

平成30年度のスケジュールは次のとおり。

平成30年3月29日（木）	公募開始
4月19日（木）12:00	応募書類締切
4月	対象事業の選定 選定結果の通知（下旬頃）
5月頃	委託契約の締結 （契約締結後から） 実態調査・モデル事業の実施 （国の職員による実施状況の把握）
平成31年3月	事業完了報告書等の提出
4月上旬	委託金の支払い

30

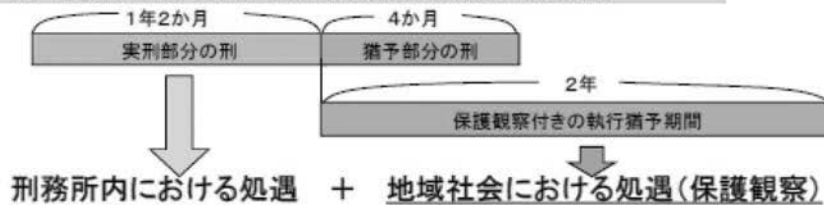
一部猶予の動向

◆ 刑の一部の執行猶予制度とは（H28.6.1制度開始）

3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる

- ・前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない初犯者等
→ 猶予中、保護観察に付することができる(裁判所の裁量)
- ・薬物使用等の罪を犯した者で初犯者でないもの(累犯者)
→ 猶予中は必ず保護観察に付す

例) 懲役1年6月、うち4か月につき2年間保護観察付き執行猶予



◆ 言渡しの動向（平成29年）

- ・言渡し（確定）数…1,525件（うち保護観察付が1,522件）
- ・薬物事犯が大半。猶予期間は「2年」が大半。

◆ 出所の動向（制度開始からH30.12末まで）

- ・出所者…1,560人
- ・出所者の約8割が仮釈放

J1

今後ともよろしくお願いします！



更生ペンギンのホゴちゃん

初任者研修「基礎講座（定着）」



具体的な支援にあたって

目次（本日本話すること）

(1) <u>関係性構築のPoint</u> ～ 涙の数だけ強くなれるよ♪～
(2) <u>持基礎知識 あれこれ...</u> ～ 特別調整・一般調整・加算～
(3) <u>持続可能性のある地域での支え</u> ～ 官民協働・シェルター～
(4) <u>実践事例</u> ～ 更生とは何か、更生に何が必要なのか etc～

本日本話することだけが「正答」ではありません。
 ただ、長崎定着のSWとして11年間720名の対象者とすべて向き合い
 学んだ「現場で生きる“コツ”」や「業務を行う上で知っておいた方が
 良い基礎」をお伝えします。皆さんの現場へ持ち帰り、応用していただ
 ければと思います。

(2) 関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪~

■矯正施設面接時に留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
- ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙 (エピソード) : 「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. チャンネルを合わせる ~リラックスが本音を引き出す~

- ◆ 一言目を崩す (想定外の一言)
- ◆ 一言目で、塀の外と内の共通な事象 (天気・気温etc)
- ◆ 笑いを生むことで生まれる「場」の空気 (リラックス)
(本人さんだけでなく、同席の職員・刑務官・SWもターゲット)
- ◆ 答えたい心をくすぐる (得意なことの教を乞う)



3

関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪~

■面接時や直接支援の際、留意していること

3. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ イヴ・ジネスト氏によって開発された「見る (同じ視線)」「話しかける (優しく前向きな言葉・繰り返し)」「触れる (優しく触れる)」「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にされたケア。
- ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
- ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！
 - 別れ際の握手
 - 起立して挨拶 etc



4. バーバルコミュニケーション、ノンバーバルコミュニケーション

- ◆ メラビアンメラビアンの法則の法則
メラビアンの法則とは、1971年にアメリカの心理学者アルバート・メラビアンが提唱した概念で、話し手が聞き手に与える影響を研究と実験に基づいて数値化

4

バーバル コミュニケーション (言語的)
ノンバーバル コミュニケーション (非言語的)

心理学者のアルバート・メラビアン博士は、話し手が聞き手に与える影響がどのような要素で形成されるか測定 (メラビアンの法則)

視覚情報 (Visual)	- 見た目・身だしなみ・・・ しぐさ・表情・視線	%
聴覚情報 (Vocal)	- 声の質・速さ・大き・・・ さ・テンポ	%
言語情報 (Verbal)	- 話す言葉そのものの・・・ 意味	%

➔ 『ことば (言語情報)』 だけでは、
相手に %しか伝わらない

5

関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪~

5. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係=その人のことを好きか、嫌いか”を大切に

◆ ある学生の言葉：

「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」

「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」

◆ 南雲明彦さんの言葉 (ディスレクシア (読字障害) 当事者)

★涙 (エピソード) : 「それをしてくれる人のことが好きか
嫌いかだよ。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」 (ぶどう社) P.54

「障害者のリアルに迫る」東大ゼミ 著 野澤和弘 編者



6

関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪ ~

6. “回数重ね”で勝負する ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだと位置づける。
- ◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという覚悟!



7. “振り回される”ということ ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

- ◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。
- ◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。
- ◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。
- ◆ 電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



7

関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ~♪ ~

8. “身を委ねる”という支援の形

- ◆ 長崎定着の一人目の対象者は。他県の矯正施設からさらに別の他県へ帰住希望。まだ長崎以外に定着は無く。初めての支援で帰住調整は困難を極めました。

★涙 (エピソード) : 「教会と一緒に泊まります」

- ◆ 対象者の希望に。ペースに。目の前の現実。一度“身を委ねる”という選択肢 (打開策) があることを知っておくと、困難に対しても腹が据わる。
- ◆ “身を委ねる”という経験が、支援者としての懐 (支援のものさし・見立て) や説得力を大きくする。

9. 情報よりも“温度”、温度より“イメージ”を大切にする

- ◆ 温度：言葉の語尾、息づかい、場のテンション・空気感・切迫感
- ◆ イメージ：まさにビジュアル的な要素 (見た目・印象・本人像)



★涙 (エピソード) : 「伊豆丸さん。このフェイス、情報量凄いですね。でも、本人像が見えてこないんですよ・・・」

8

基礎知識 あれこれ…

1. 『特別調整』について
2. 『一般調整』について
3. 『地域生活移行個別支援特別加算』
『社会生活支援特別加算』について



『地域生活定着支援センター』の主な業務
～ 矯正施設（刑務所・少年院）からの“**出口支援**”～



刑務所を出所する帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

定着支援センターの業務内容



11



「特別調整」と言われている

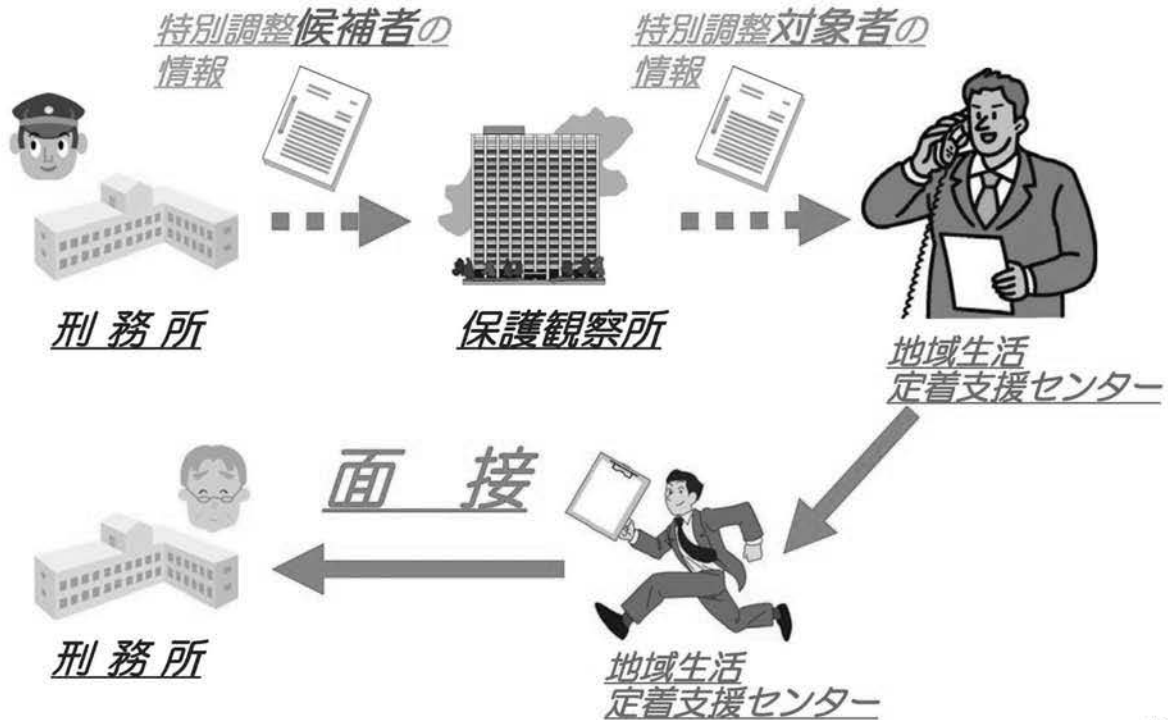
コーディネート業務の主たる対象者

- ◆ 帰る場所がない矯正施設受刑中（少年院・刑務所）の障がい者（疑い含む）・高齢者（概ね65歳以上）
- ◆ 対象者本人が福祉の支援を望んでいる etc

→よって、矯正施設入所中のすべての障がい者・高齢者が対象に選定される訳ではない。

12

『特別調整』の流れ（概要）



13

『地域生活定着支援センターについて』



フォローアップ業務

- ◆ 矯正施設出所後、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇や利用に関する助言等を行う。

（厚生労働省 地域生活定着支援センター事業及び運営に関する指針より）

→ 実際には、受け入れた施設等だけに対するフォローではなく、対象者本人に対するフォローの意味合いも大きい。

14

『地域生活定着支援センターについて』



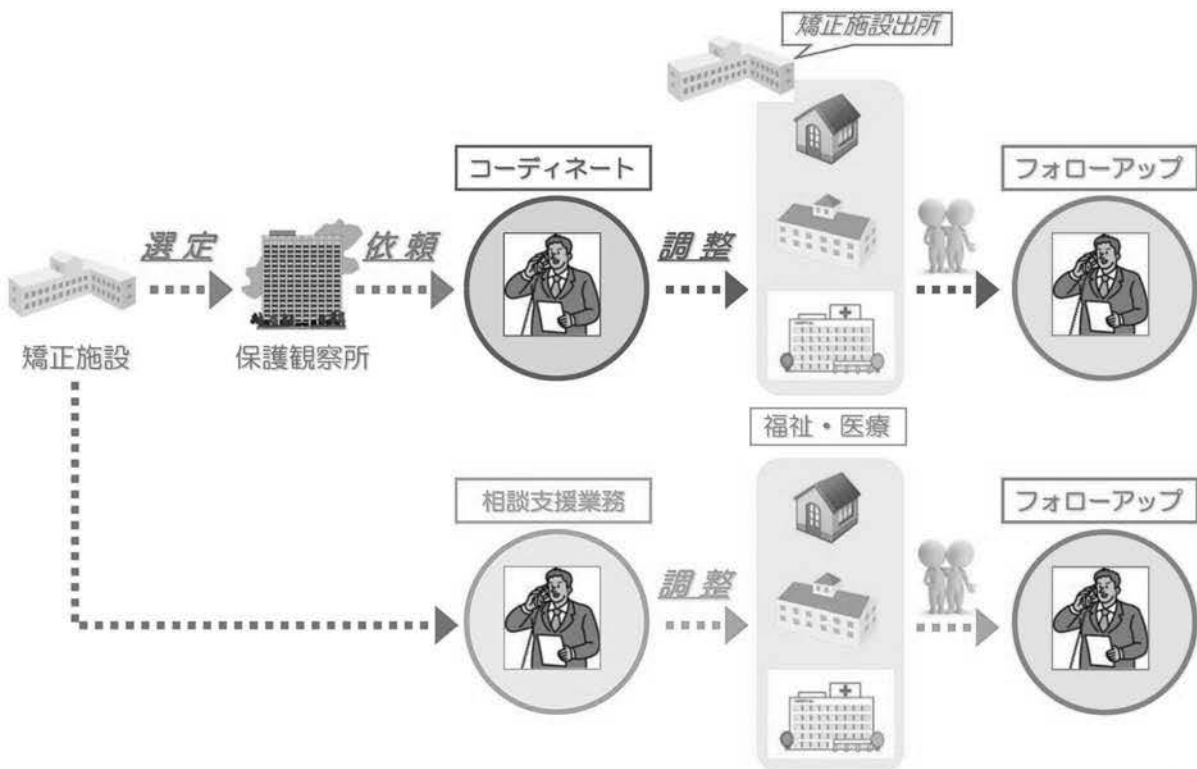
相談支援業務の主たる対象者

- ◆ 矯正施設を出所した障がい者（疑い含む）・高齢者（概ね65歳以上）本人や家族、関係者の出所後の相談。
→相談例）：「出所したが、住む場所がない」
：「家はあるが、仕事・生活費がない」 etc
- ◆ センターが福祉の支援が必要と認めた者。

→つまり、センターが認めれば、矯正施設出所者だけでなく、捜査・公判段階の障がい者・高齢者へも支援可能。

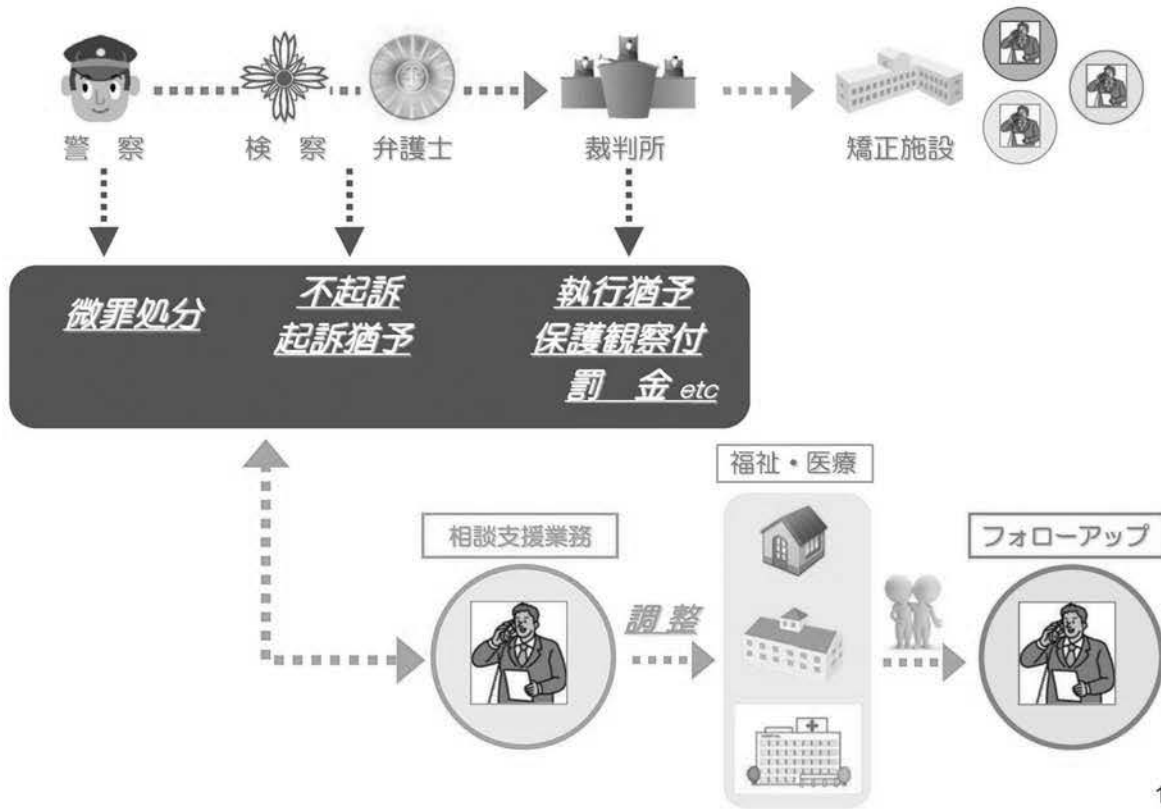
15

『地域生活定着支援センターの業務フロー（特別調整等）』



16

『地域生活定着支援センターの業務フロー（被疑者・被告人段階）』



具体的な支援にあたって

17

厚生労働省社会・援護局総務課
『地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針』

① 特別調整

矯正施設出所後の帰住予定地がなく、高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害を有しているために福祉支援を必要とする矯正施設入所者への支援

② 一般調整

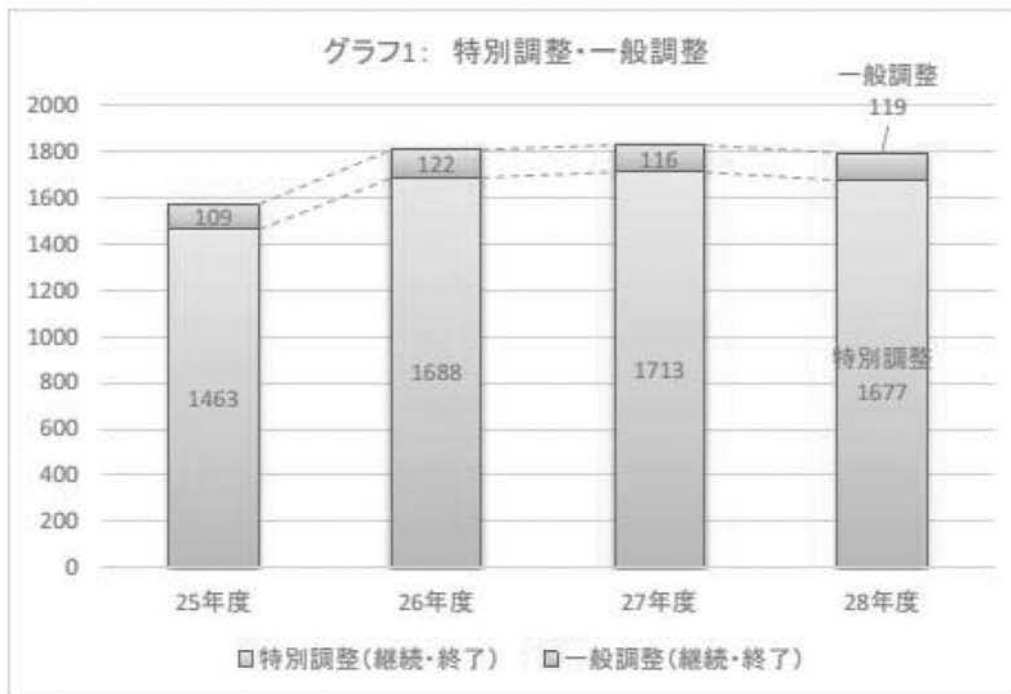
矯正施設出所後の帰住予定地はあるが、高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害を有しているために福祉支援を必要とする矯正施設入所者への支援

③ 相談支援業務

矯正施設を退所した者（高齢であり、又は障害者）及びその他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所等の関係機関からの相談に対する支援。

18

「特別調整」と「一般調整」との実績件数（依頼数等）の差

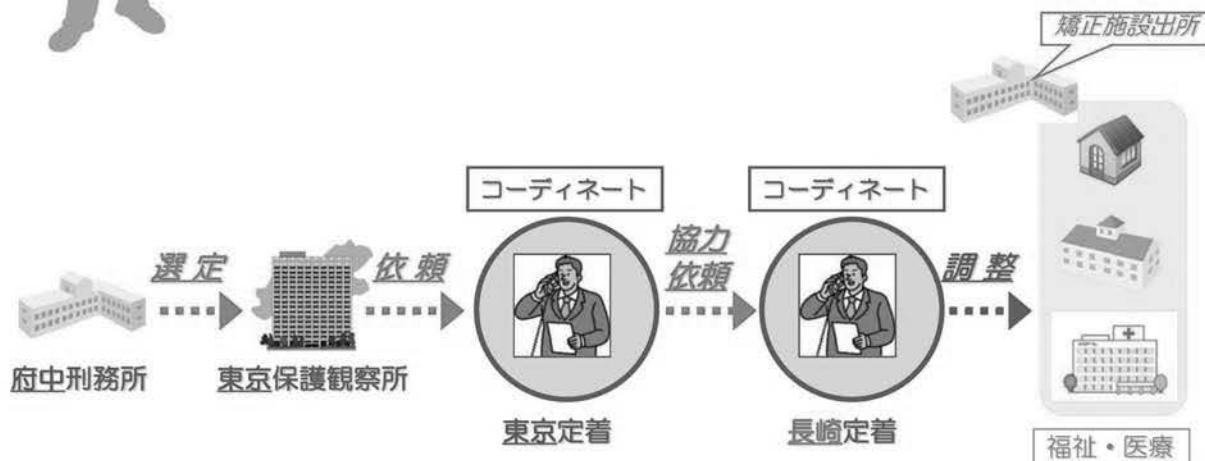


(厚労省ネット公開支援実績とは異なり、「他センターへ依頼」件数含む) 19

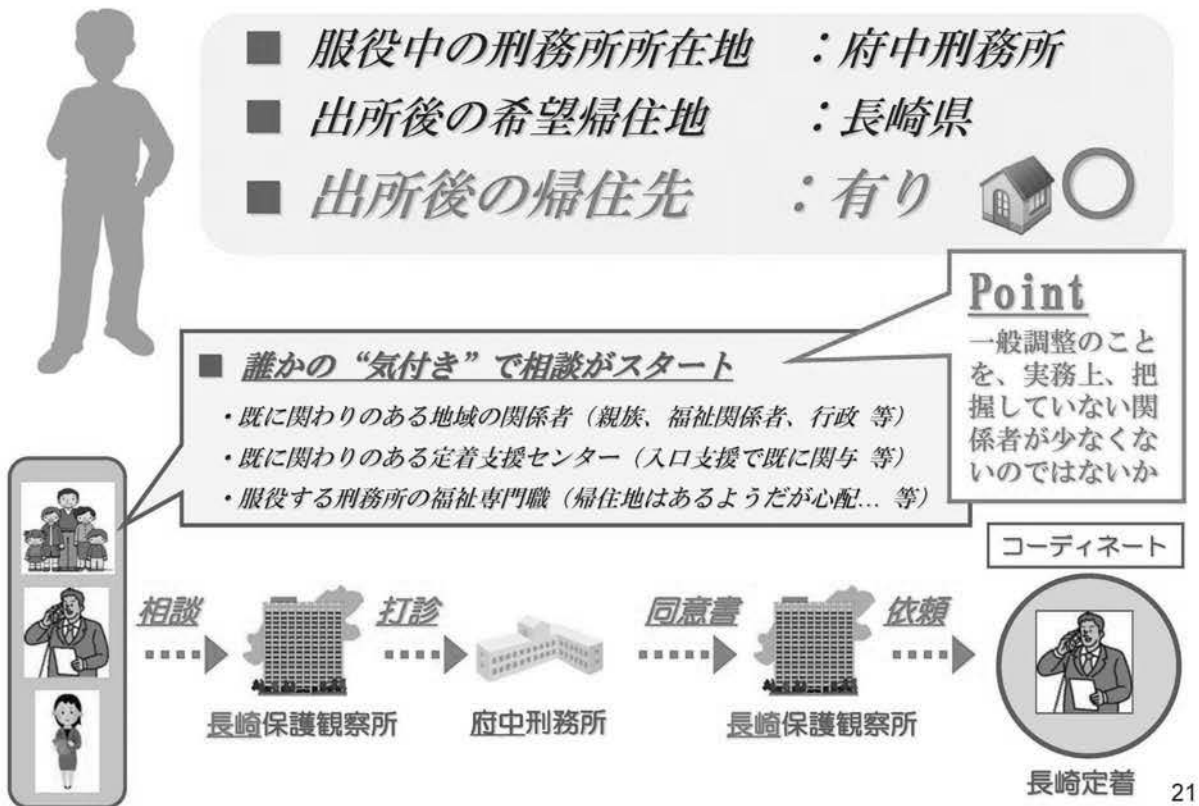
『特別調整』のスキーム・例



- 服役中の刑務所所在地 : 府中刑務所
- 出所後の希望帰住地 : 長崎県
- 出所後の帰住先 : 無し



『一般調整』のスキーム・例



21

「地域生活移行個別支援特別加算」

（平成21年度障害福祉サービス報酬改定）

- 対象者：矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、「保護観察所」又は「地域生活定着支援センター」との調整により、下記サービスを利用することとなった者

- 共同生活介護（ケアホーム）：「**670単位（3年以内の期間）**」
内容：特別な支援が必要な者の支援を適切に行うため、精神保健福祉士や社会福祉士を加配することにより、関係者による調整会議の開催や特別な個別支援計画の作成、アセスメント等の支援を一定期間行った場合に算定する。
- 共同生活援助（グループホーム）：「**670単位（3年以内の期間）**」
内容：「ケアホーム」同様
- 宿泊型自立訓練：「**670単位（3年以内の期間）**」
内容：「ケアホーム」同様
- 施設入所支援：「**(Ⅰ)12単位（体制加算）（Ⅱ）306単位（原則3年以内の個人加算）**」
内容：「ケアホーム」同様

22

平成30年度報酬改定
「社会生活支援特別加算」新設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定
における主な改定内容（案）

平成30年2月5日

（5）訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位／日

23

持続可能な地域での支え
～ 官民協働 ～



障がい者福祉) 『自立支援協議会の法定化』

○自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。

○今回の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため『法定化』。

※今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【自立支援協議会を構成する関係者】

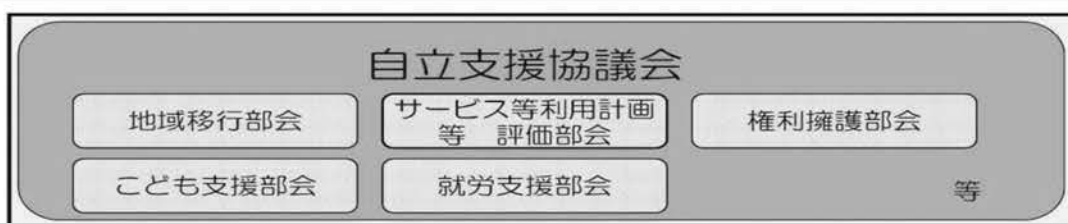


引用：厚生労働省関係資料（一部改編）

25

『自立支援協議会』の役割

1. 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
2. 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や地域移行支援 / 地域定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障がい福祉サービス事業所等による地域のネットワークの強化や、障がい福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
3. また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要
4. このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。



引用：厚生労働省関係資料（一部改編）

26

平成24年度 『大村市自立支援協議会（長崎県）』

平成24年10月28日
長崎県大村市「自立支援協議会」
は、『触法障害者の支援策を検討
する部会』を設置。



長崎定着も参加！
(オブザーバー)

長崎新聞
24年10月29日 朝刊

触法障害者 地域に受け皿を

支援検討部会を設置

大村県内初 住民連携へ本格着手

累犯

居場所を探して

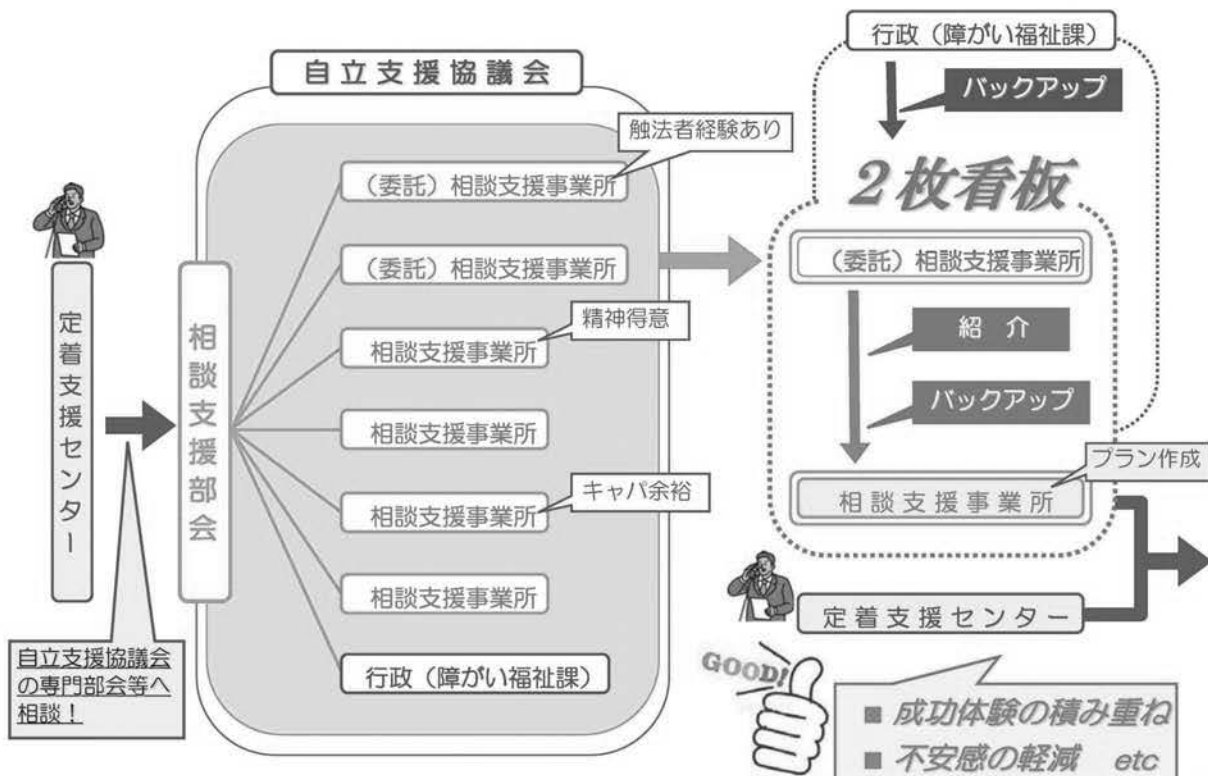
官民で障害者支援を
進める大村市自立支援協議
会は28日、罪を犯した知的
障害者など、触法障害者の
支援策を検討する部会「触
法障害者地域支援部会」を
田原博部会を設けた。

生活できるような住民や関係
機関が連携、受け皿を整備
し、見守っていくための取
組となる。こうした部
会の設置は市内の自立支
援協議会では初めてとい
う。触法障害者の支援をめぐ
っては、社会福祉法人南高
愛護会（雲仙市）がOOG
は2011年10月に「OOG
年、全国に先駆け県内唯一
活定着支援センター」を設立
に入念予定。（田原博部会）

（現在はNPO法人運営）
刑務所出所後を中心に、南
高愛護会の更生保護施設
（雲仙・虹）や障害者カ
ープホーム、単身者パー
トなどにつないで、
本年度は起訴前、弁護
士や検察の依頼で、障害
程度や福祉の支援の必要性
を調べる専門機関「障がい
者支援委員会」が充足、同セ
ンターが事務局を移すなど、
独自に成育歴や生活環境な
どの情報を集めるのに手間
取る一方、対象者が地域で
生活を始める際、住民がい
かに支援できるかも大きな
課題の一つとなっている。

28日、大村市総合福祉セ
ンター（西三城町）でもた
初会には、民生委員副委
員や市の担当者の10人が出
席。情報収集を内情にする
ため県内生活定着支援セ
ンターと地域のネットワーク
要二地域のネットワーク強
化は犯罪防止につながる
との意見が出た。検討部会
は2011年10月に「OOG
年、全国に先駆け県内唯一
活定着支援センター」を設立
に入念予定。（田原博部会）

定着支援センターと『自立支援協議会 専門部会（相談支援事業所）』との連携
(イメージ)



自立支援協議会「専門部会」で、長崎刑務所を参観・意見交換



受刑者の社会復帰模索

支援2団体 長崎刑務所を訪問

障害者と高齢者の自立支援に取り組む県内2団体が18日、諫早市小川町の長崎刑務所（佐藤眞琴所長）を訪ね、受刑者の社会復帰について意見交換した。

罪に問われた障害者・高齢者を支える「受け皿」の拡充を模索しようと、長崎

市自立支援協議会と県地域生活定着支援センターのメンバーら福祉・医療関係者17人が訪れた。

刑務所側は、受刑者の高齢化が進み8月末現在の平均年齢は48・6歳、最高齢は81歳と現状を紹介。入所回数の平均は4・8回で最多は20回という。「仕事がないければ再犯に結びつく」「円滑な社会復帰が」大変なのは障害者と高齢者と説明した。

福祉関係者は、受け入れ予定の施設側は、出所前の受刑者にどんな形で意思疎通できるかなどを質問。再犯を防ぐための支援のあり方について意見を交わした。（坂本文生）

▲受刑者の社会復帰について意見交換する法務事務官（左）と参加者（諫早市、長崎刑務所）

長崎新聞
H. 27. 9. 19掲載

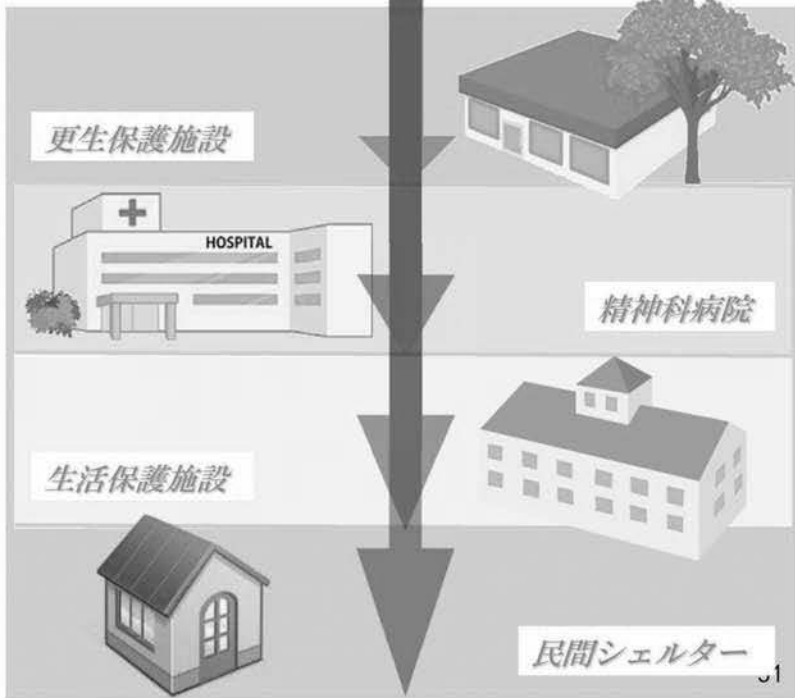
29

勾留期限等という時間のハードルにどう向き合うか？

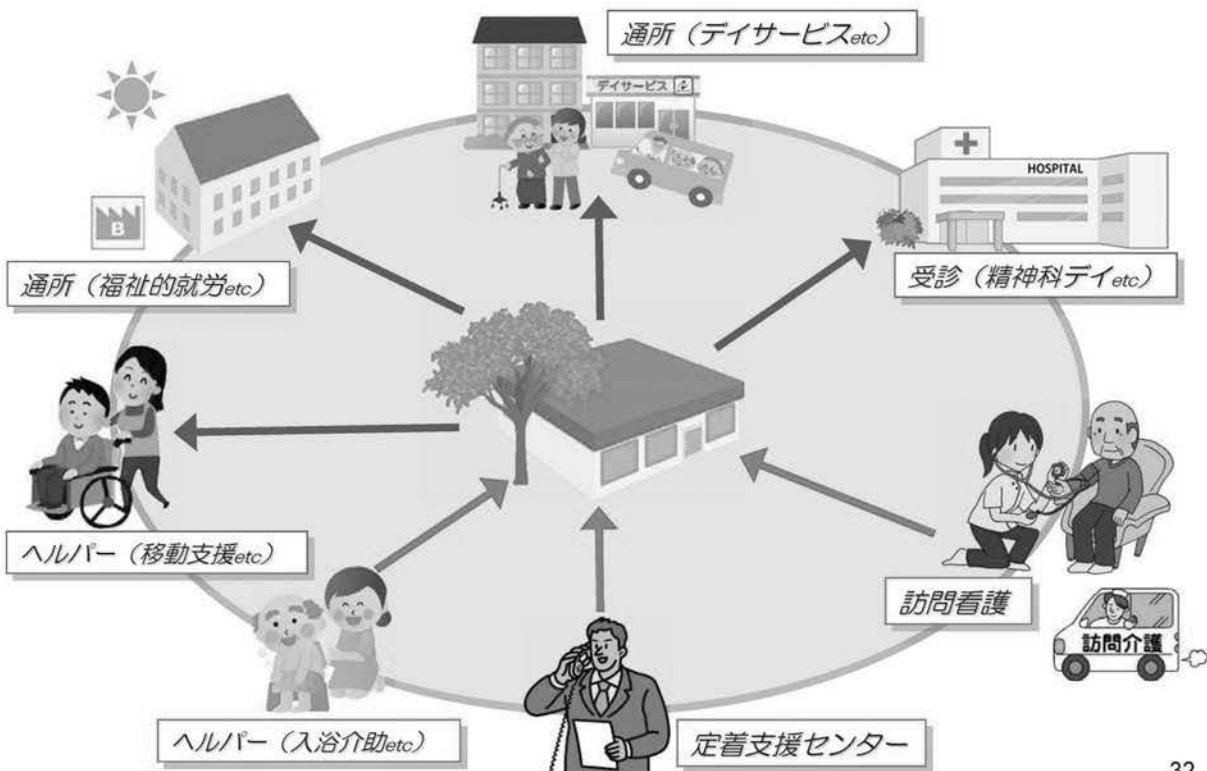
ミルフィーユ型の地域での支え
～ 多様なシェルター～



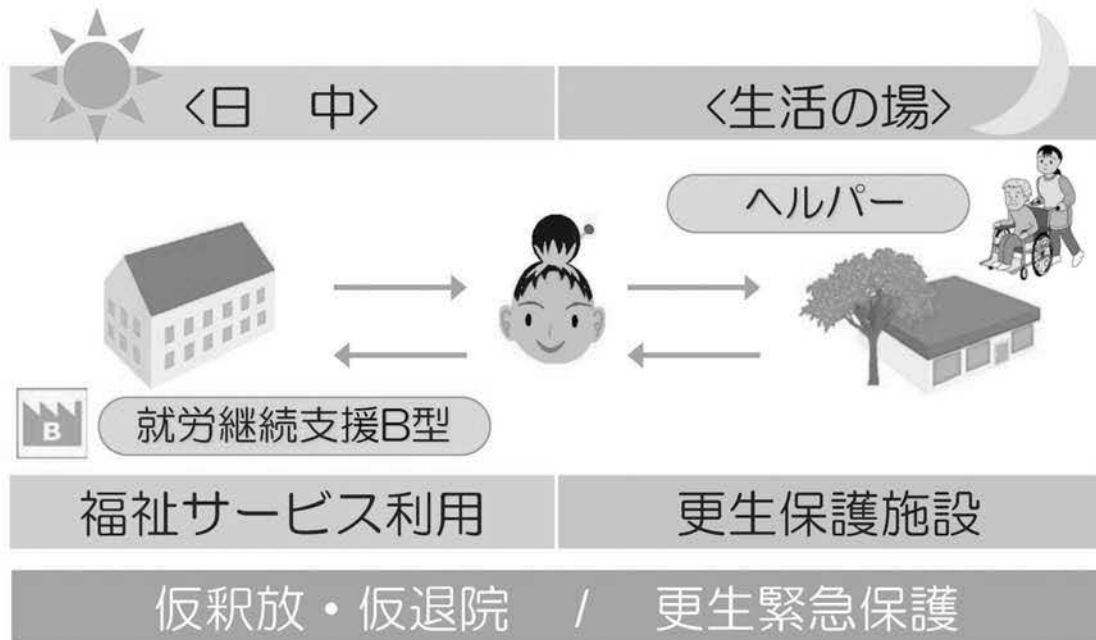
シェルターとしての「ミルフィーユ型」支援



更生保護施設（多様なシェルター）を社会資源で包み込む



『更生保護施設』 + 『福祉』 のパッケージ支援



具体的な支援にあたって

33

罪を犯した人たちとの“出会い” (1)

キーワード

更生とは何か...

更生に必要なのか...



罪 名 : 住居侵入

受刑回数 : 5回

再犯期間 : 4ヶ月

(前犯出所時、他県定着関与)



A氏 (40代 / 男性 / 知的障がい)

35

『犯罪行為』だけに囚われすぎない視点・支援の必要性



矯正施設



罪を犯す前から排除

排除

- 愛着関係や家庭環境の欠落/脆弱性
- 社会的繋がりへの剥奪や乏しさ
- いじめ・虐待・搾取・偽装・多重債務 etc
- そして、時に福祉は残酷・・・



36

『更生』とは何か・・・

■ マルナの言葉：「犯罪からの離脱について」

『スポーツの試合で。上手くいかなくなって、
敗色濃厚ってことがある。
そんな時、負けている分を何とか追いつい
たって感じさ。』



■ マルナの言葉から分かったこと

犯罪からの離脱とは
「更生 (rehabilitation)」ではなく
『やり直し (Making Good)』

37

罪を犯した人たちとの“出会い” (2)

キーワード

寄り添い続ける...



罪名：放火（非現住建造物等放火）
受刑回数：10入
再犯期間：1ヵ月
刑期：4年



B氏（60代 / 男性 / 知的障がい）

39

『相談できない』

『相談したらまた怒られる』

・・・そもそもそんな発想自体なく、

『刑務所に行った方が楽だ』と刹那的思考。



SOS発信や

ニーズ表出

が困難（内在化）

『内在化されているSOSやニーズを、

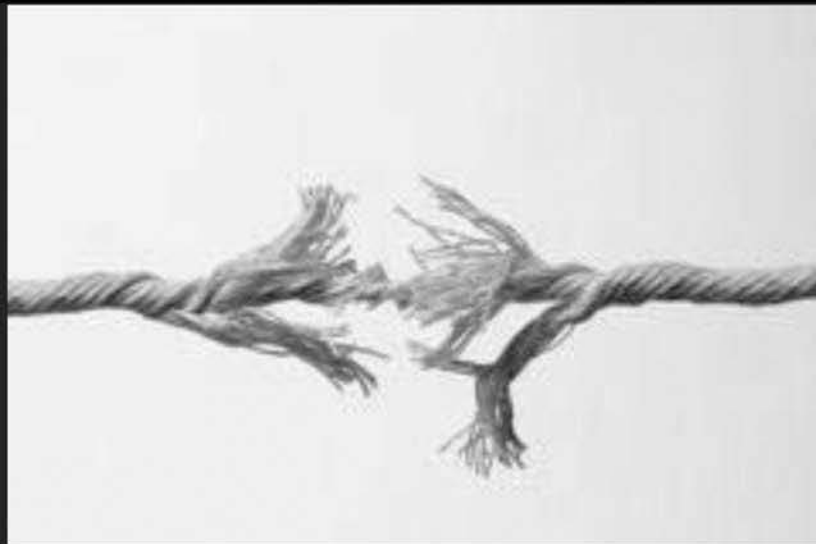
こちらから出向いて掴みに行く』

アウトリーチ



“糸（関係性）”を

途切れさせない支援



自尊心が傷ついたり
自己肯定感が低くなった
人たちの“心” “目線”
に思いを馳せる

初任者研修「基礎講座（司法）」

190821 全定協初任者研修in東京

基礎講座（司法）

弁護士 社会福祉士

浦崎 寛 泰

urazaki@panda-law.jp

今日お伝えしたいこと

1. 支援中の再犯（ケース①）
 - いつ釈放されるのか？
 - 当番弁護士を呼ぶ！
 - 弁護人は何を知りたいのか？
2. 多額の借金（ケース②）
 - 時効制度の落とし穴
 - 自己破産のメリット・デメリット
 - 法テラスの活用